

## 平成29年第4回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程	.....	(3)
<b>第1日（12月8日）</b>		
開 会	.....	4
開 議	.....	4
会議録署名議員の指名	.....	4
会期の決定	.....	4
諸般の報告	.....	4
一般質問	.....	5
沖野一雄君	.....	5
遠山勝也君	.....	18
高田豊繁君	.....	20
林 敏治君	.....	31
大田英勝君	.....	39
町 俊策君	.....	43
川村武俊君	.....	48
散 会	.....	56

### 第2日（12月11日）

議案第49号	与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	61
議案第50号	与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	61
議案第51号	平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）	62
議案第52号	平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	74
議案第53号	平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	77
議案第54号	平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）	78
議案第55号	平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)	80
議案第56号	平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）	82
議案第57号	与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について	85

散　　会	.....	87
------	-------	----

### 第3日（12月14日）

議案第49号　与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 （総務厚生文教常任委員長報告）	.....	93
議案第50号　与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	.....	93
議案第58号　与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	.....	95
議案第59号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	.....	96
議案第60号　報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	.....	97
議案第61号　平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）	.....	98
所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）	.....	102
所管事務調査報告（新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会）	.....	107
議員派遣の件	.....	110
閉会中の継続審査・調査について	.....	110
閉　　会	.....	110

平成29年第4回(12月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
12月8日	金	全員協議会 本会議(開会、一般質問) 常任委員会
12月9日	土	休日
12月10日	日	休日
12月11日	月	本会議(議案審議) 常任委員会 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会
12月12日	火	常任委員会
12月13日	水	
12月14日	木	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 29 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 29 年 1 月 8 日

平成29年第4回与論町議会定例会会議録  
平成29年12月8日（金曜日）午前9時14分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 武東真奈美君	税務課長 徳田康悦君
町民福祉課長 田畠文成君	環境課長 田畠博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 大角周治君
教育委員会事務局長 田畠豊範君	教育委員会生涯学習課長 山下一也君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 池畠あけみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開会 午前9時14分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 本日は、朝早くから茶花小学校6年の皆さんのが社会学習体験の一環として議会を傍聴においてでございます。

現在町では、議員のなり手がないと言われていますが、生徒の皆さんには、生の議会を御覧いただき、将来は与論町を背負って立つ町長や議員のなり手になっていただきたいと思います。

ただいまから、平成29年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林 敏治君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの7日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成29年度定期監査の結果報告及び平成29年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配

付しておりますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第125号」を全世帯及び関係機関等に配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

#### 日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。

○2番（沖野一雄君） おはようございます。

今日は、3つの一般質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、本町の歴史上始まって以来の天皇皇后両陛下が御来島された先月の行幸啓の一大イベントが無事に成功を収めたことに対しまして、特に町長はじめ、執行部、関係者の御労苦に対しまして、深い感謝と敬意を表したいと思います。今上天皇皇后両陛下を奉迎申し上げた時間というのは短いものでしたが、象徴天皇、あるいは日本国歴史、今日は12月8日、太平洋戦争が始まった日でもございます。そういったことで、あわせて本町の過去や現在、未来についても思いをはせる機会として、全町民の誠の心が1つに結実した一日となったのではないでしょうか。この国を思い、この島を思う一体感をもって未来につながる島づくりに向けて、共に力を合わせていきたいものです。

それでは、早速、先の通告に従いまして御質問させていただきます。

1 「国費の一部返納」の報道について

(1) 先の会計検査院指摘による、新ごみ焼却処理施設建設に係る国費の4500万円余りについては、過大交付とのマスコミ報道があつたが、その顛末及び環境省や県の説明等について、町長はどのように認識し、今後の具体的対策をどう講じていく考えであるか。

2 シンクタンクの活用について

(1) 町長は、就任時の公約実現に向けて、柱となるシンクタンクを創設されたと聞いていますが、任期半ばを過ぎた現在までの進捗状況と、その成果等について伺いたい。

### 3 「花と緑の町づくり」の具体策について

(1) 町長は公約の中で「花と緑豊かな島づくりの推進」を明言されていらっしゃいます。町民憲章にも「花と緑の美しい町をつくります」とうたわれています。歴史的イベントとなった先の行幸啓においては、沿道の一部に花プランター等が置かれて、一定の成果を上げた一方で、特に市街地等の景観美化については、いまだ十分とは言いがたい現状です。町長は、どのように認識し、今後どう進める方針であるか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

沖野議員からありましたとおり、先の行幸啓におきましては、本当に与論町民が誠の心で天皇皇后両陛下をお迎えして、本当に一つがなくと申し上げましょうか、滞りなく行事が済み喜んで沖永良部にお送りできたことは、大変町民の皆さんに対して感謝申し上げたいと思います。

特に、その中で沿道の方々が、本当に与論の人たちの誠の気持ちというか、そういう気持ちの表し方で歓迎されたのをバス中から一緒に見ていて、さすが与論の島だなと、与論の人たちだなと私も感動することでございました。本当に御協力ありがとうございました。

それでは、御質問にお答えをしていきたいと思います。

まず最初の国費の一部返納の報道について、お答え申し上げます。

この交付金は、循環型社会形成推進交付金交付要綱・要領の要件により対象事業費の3分の1以内が交付される事業です。

国・県の事業申請書類の確認により、交付金の承認を受け、事業の完成まで進めてまいりましたが、結果として、一部対象外設備が含まれていたことで過大な交付金が交付されていることを会計検査院から指摘を受けたことになります。この交付金の対象内外の振り分けにつきましては、専門性が極めて高いことから、設計・施工監理会社の指導の下、工事請負業者に委ねてまいりました。

また申請時には、設計・施工監理会社、工事請負業者を伴い、鹿児島県の担当課に赴き、工事内容説明を行い御理解をいただいておりました。さらには、実績報告書（出来高報告書）を郵送し、工事内容や進捗率の報告など情報提供に努めてきたところです。

今後の具体的な対策につきましては、鹿児島県に指摘事項に対する見解を受け、その内容を見極めながら対応していきたいと考えています。

次に、シンクタンクの活用についてです。

行政の政策推進の方法として、二通りの方法があると考えています。

私の考えていますシンクタンクの活用は、島の実情を十分に認識され、しかも各分野における専門的な見識を持っておられる皆様の御意見、提言等を広く求め、政策に反映していく手法（ボトムアップ方式）により推進したいと考えています。

要約しますと、少子化対策、産業振興、まちづくり問題の3点に大別して御提言をいただいているところです。短期的に解決できる事項から中・長期にわたり今後とも大いに検討を重ねる必要がある事項など、多くの課題も見てまいりました。

成果としては、水産業における高品質保存の技術取得や販路開拓による安定操業、また安心・安全なまちづくりを推進する観点から幹線道路の交差点改良や災害に強い非木造住宅取得に伴う税の軽減期間延長等が挙げられます。

しかしながら、まだまだ効果が薄く、即効性のある支援となるよう担当官庁等と協議を重ねてまいりたいと考えています。

3番目の花と緑のまちづくりの具体策についてです。

「花と緑豊かな島づくりの推進」は、第5次与論町総合振興計画にも挙げていますが、大変重要なことと認識をしています。先の行幸啓では、町民の積極的な参加によって、良好な景観の整備がなされ、より一層の南国与論のイメージアップにつながったと思っています。

市街地等の景観美化につきましては、海岸に面していることから、季節風の影響による植生が難しいエリアとなっています。近年では、各種団体等も積極的に植栽を行っており、季節風に強い植物が海岸側に植生してきていることから、道路側へは、ハイビスカスやクロトン、ガザニアなど、色鮮やかな植栽により美しい景観づくりに努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） まず1番目の過大交付の件について、少し深く議論を重ねてみたいと思います。

一部交付対象外の施設、設備、具体的には台風対策、強風対策のために焼却灰の飛散流出防止設備とか、あるいは環境教育、啓発用の説明、そういったところが交付対象の設備として含まれいたという新聞報道がありましたが、町長の説明にもありましたとおり、事業の計画段階あるいは交付申請の段階から鹿児島県も、そして、環境省も交付の対象の設備ですよと認定して、その上で施設工事を行って完成を見たのです。

そういう意味で会計検査院の検査時において、与論町の説明はもちろんですが、どうも外から見てみると、鹿児島県側の会計検査院に対しての説明であったり、国の環境省と県があわせて会計検査院への説明というか、そういったところが全然

足りなかつたのではないかという印象をどうしても受けるのですが、そのあたり正直なところをちょっとお聞きしたいと思うのですが、副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、沖野議員から御指摘をいただきましたが、この件につきましては、やはり振興計画をつくるにあたって、既に五、六年前から、この事業の着手については進めてまいりました。

そういう中で、推進員のメンバーも替わり、あるいは担当する職員も変わった中で、前回から引き継いできた事項について、いま一歩チェック機能が足りなかつたのではないかと認識をしています。

この補助金の返納につきましては、年度内に清算ができたのであれば、こういった返納の報道はなかったと認識していますが、年度をまたがって、要するに前年度に対象外の施設についての交付金が入っていたということで、次年度に返納の形をとらざるを得ないということだと解釈しています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私の説明が足りなかつたのではないかと思いますが、具体的にもっとお聞きしたかったのですが。

それでは、交付金の大事なところですが、交付金の一部返納というのは確定してしまったのか、あるいは、まだ情状酌量といいますか、いろいろな事情を会計検査院にくんでいただいて、なんとか返納しなくとも済むような形で、そういうところを落としどころにできないのかという、情状酌量の余地は残されているのかという部分。

それから、返納が確定した場合、あるいは、それはないと思いますが、既に決まっている起債額、地方債の発行額、その影響というのは私はないとは思うのですが、念のために情状酌量の余地があるのかというところと、起債額への影響はどうなのかという部分を総務企画課長に伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。まず起債についてお答えしたいと思います。

今回の工事につきましては、交付金、これは全体事業費の3分の1ということで、その残りが全て過疎債の起債に充てています。今回は、交付金対象外、申請時においても、交付金対象外として扱っている事業費につきましても起債で充当されていますので、今回起債対象外として4500万円ほどあるのですが、これに伴つて起債がはずれるということは考えていません。もともと起債対象外も起債対象となる、交付金対象外となつても起債の対象となる内容だと感じていますので、問題

ないかと認識しています。

それから、情状酌量の話なのですが、今回の与論町以外にも1市2組合が同じような内容の指摘を受けて、そこにも調査をしました。そちらのほうは、担当課のほうからは返納するということでお伺いをしています。

会計検査院の公表が済んだ後に国会に出していくということで、国会の中で、今度は国のはうは歳入としてみてくると思いますので、その辺に対して町は返納しないという形がとれるのかどうかというのは、私の勉強不足ではありますが、こういう国の返納命令に対しては、県の考え方も示されているのですが、慎重に検討しながら返すべきものであれば致し方ないと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 役所、行政というのは文書主義ですので、4500万円を返しなさいという文書がくるまでは、そういう余地がまだ残されていると私は考えています。過去の会計検査の例からしてもですね。

そういうことで、私が申し上げたいのは、最大限の努力をぜひリーダーである町長を中心に頑張っていただいて、特に県側に働きかけていただきたいというのが、私の結論的なお願いなのです。

基本的な部分から確認していきたいと思いますが、今は便利な世の中でスマホで、すぐホームページは見られますが、環境省のホームページに循環型社会形成推進交付金の創設というところがあって、これは、この交付金制度が始まった時につくったホームページだと思いますが、それを見てみると、大事なところです。本事業の特徴として「地域の特性に応じた高い自由度と自由裁量性の極めて高い制度である」というふうにうたわれています。要するに、従来型の補助金ではなくて交付金という形で弾力性が高くて、しかも地方の自由度と自主裁量権を相当広く持っていますよという制度が、うたい文句になっています。

そして、国と地方が構想段階から協働して循環型社会づくりを推進するうたわれています。そういうことを大きな趣旨として考えてみると、既に稼動を始めたこの施設は、まず子供たちの環境教育、あるいは町民の廃棄物の3R、リデュース、リユース、リサイクル、そういうことに関わる環境意識の啓発というのはもちろんです。それから、離島等における小規模自治体の先進的なモデル施設として与論町の施設は完成したのです。

そういうことで、全町民の生活環境、あるいは福祉の向上といったところに大きな成果が期待されているのです。

そして、地方創生の行政目的、この事業そのものが地方創生を推進するための具

体策の1つになっていますが、地方創生の行政目的というか、それから交付金の交付要領の趣旨に添う事業であることで、大局的な見地から鹿児島県や環境省とともに会計検査院が返納を確定するギリギリまで、町長を中心に十分な説明を尽くしていただきて理解を得ていく努力をすべきではないかというのが、私の意見というか、そうしていただきたいということです。

同時に、どうもあまり風向きが良くないようであれば、やっぱり環境省や県当局の果たすべき指導監督義務というのがあるのです。当然、補助金の構想段階からずっと関わってきてるのですから、細かいところまで理解しながらやってきていただいているので、特に鹿児島県、その橋渡しをする、指導監督義務の責任についても、場合によっては厳しく追及していくというか、ギリギリまで要請していくという態度が必要ではないでしょうか。

そして、町民の立場に立って考えてみると、与論町だけが国・県と一緒に仕事を進めてきたのに、環境省や鹿児島県ではなくて、本町のみが責めを受けて、責めをおって、過大交付金返納するということは、町民の誰もが納得し難い、受入れ難いことだと考えていますので、改めて町長に、この質問の最後に町長の今後の対応姿勢について確認の意味で決意を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、沖野議員からありましたように、本当に与論町にとって、この施設、また見学施設とか、灰出しの関係、台風の多いこの島では、どうしても必要だということで整備されたのですが、それが対象外だったということで、県との考え方の違いがあったり、指導のことやら、いろいろあったと思うが、他の県でも同じような事例があったりしていますので、そことの情報交換もしながら、県に対しても今後どういうふうにしていけばいいか話を進めていきたいと思っています。

今後、県に対するいろいろな補助の申請をする場合には、また同じような申請も次々出てまいりますので、今後そういうことにも気をつけながら進めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 次に、シンクタンクについてお伺いします。

町長の御答弁の中にも説明がありましたが、結論的に申し上げれば、私は、このシンクタンクを非常に期待しています。そういう意味で少し突っ込んだ議論をさせていただきます。

町長が創設されたシンクタンクというのは、説明の中にもありました、新たな政策、あるいは課題解決、そういった提言を受けるための各界、各層の専門家や有

識者で構成する集団という答弁がありました。すばらしいことだと、私も大いに賛同申し上げたいと思います。

民間登用の専門家組織、役場内ではなくて民間登用の専門家組織というのは、最近の専門家についてホームページで見てみると、英語では Policy Unit (ポリシーユニット) というのが、より厳密な意味での民間登用の専門家組織については、ポリシーユニット、ポリシーというのは政策とか方針とか、ユニットは、集団とか組織とかいうのですが、その言葉のほうが適正なように感じます。

ちなみに、ちょっとお伺いしたいのですが、構成員のメンバーの中に女性の方とか、女性がいらっしゃれば何人、あるいは島外メンバーの方、島外メンバーが含まれてなくても、町長の説明の中にもありました、島外の例えば大学教授であるとか有識者の方、メンバーに入っていないけれども、アドバイスをいただいているとかいう事例があれば、ちょっと紹介していただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） お尋ねの女性メンバーについては、今は入っておりません。ただ、必要に応じてお願いをして話に参加してもらったことがあります。

今、島内の13人、それから島外からは4人をお願いしてございます。ただ島外の場合には、なかなかこちらにおいでいただくというわけにはいきませんので、電話で連絡をしたり、私が出張するときに、いろいろお話を伺ったりして示唆をいただいているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 女性が含まれてないということが、ちょっと今後の、できれば流動的に時代とともに女性のメンバーも含めていくべきかなと思いますので、そこは、町長の考え方でしょうが。

次に、シンクタンクの構成員の、外から見ますと報酬とか、あるいは運営経費というのは、どうなっているのだろうかということがあります。島外の方も含まれているということで、報酬あるいは運営経費、そのあたりはどうなっているのか、あるいは今後どうされていくのか、そこを確認の意味でお聞きしたいと思いますが、副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 現在のメンバーは、先ほど町長からもありましたが、17人で構成をし、実質島内の13人で、いろいろな御提言をいただいているところです。

しかしながら、御提言をいただくという形で、決定権というのは、あくまでも執行部の我々のほうにありますので、その辺は予算的な面、謝金の問題とか、そう

いったのは一切予算措置をしてございません。

結局、これまでにも多くのこういったプロジェクトの委託をしたりして推進をしてまいりましたが、後ほど出ます花いっぱい運動にしてもしかりです。なかなか現地にマッチしないという御提言とかがありまして、確かに理想は理想なのですが、より島にマッチした現実味のある施策のほうから取り組んでいこうと考えて、今進めているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 予算なしで頑張っていただいているということで、ある意味非常にすばらしいと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

シンクタンクというのは、実は過去にも皆様御案内のとおり、某町長の時代に創設されたことがあります。当時、それは役場内部において政策及び企画立案を担う新たな機関として活動をしたのですが、その実態というのは、もっぱら政策企画づくり等に特化した組織ということではなくて、プランニングされた政策等を自分たちも、自らも実施する業務も兼ねていたということで、要するに役場内部に置いたのですが、残念ながら期待されたような大きな成果というのは残せなかつたというのが反省として、あるいは印象として残ったのです。

政策立案といった大事なところ、要するに島の舵をとっていく舵の部分ですよね、方向性、舵をとるのは町長ですが、その方向性を示す、そういった政策立案というのは過去の経験から役場内部に求めると、いろいろな既存の制度の枠内での、いわば言葉は悪いけれども、公務員的な発想というのになりがちです。

だからといって、町民の様々な意見や声を聞くというのは、もちろん基本的に大事なことなのですが、政策実現に向けて町民の多数を、大衆の多数意見というのにこれを求める場合には、やはり目先の関心事にとらわれて、「木を見て森を見ず」ということも起こりやすいのです。そして、また一方で、今度は島外の島の外からの意見にそれを求める場合には、単に理論家であったり、評論家であったり、要するに実践と乖離した学者等ということでは、実際に役に立たないというケースがやっぱりあるのです。

要は、それぞれの特性や長所、内部、それから外部、そして民間、地元の民間の代表の方々、それぞれの特性とか長所・短所をしっかりと踏まえながら、町の舵取りにかかる重要な諮問機関としてのシンクタンクを上手に活用していただければなと、老婆心ですけれども、そのように期待を申し上げているところです。

ところで、ちょっと質問は飛びますが、地方自治法167条に副町長の立場、副町長の果たすべき任務というのがうたわれていますが、内容はわかりますか、副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 結局は町の施策に対する計画をまとめるという事項がござります。今、その面につきましては各課が出している予算を取りまとめているのが精いっぱいの現状です。

ほかに、先ほどの13人の委員の中からも、町長の答弁にもありました3つの問題について、大きく御提言をいただいているのですが、やはり担当する課で、その対策を考えていただかないと、ただ一般財源の持ち出しだけでの施策というのもなかなか難しい部分もありますので、その辺を考慮しながら進めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私が、あえてちょっと難しい質問というか、基本的な質問なのですが、地方自治法の167条には、こういった条文があります。もう御存じだと思いますが、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理するとある。

要するに、私が申し上げたいことは、副町長は政策及び企画をつかさどるというのがうたわれているのです。そういう意味で、シンクタンクに強い関わりをもって、リードする意味で実務の代表として関わっていただきたいというのが、私の希望するところです。

要するに、役場に求められる企画立案、そして、それを実践して実際に職員を動かしていく。そういうことのサイクルというか、いわゆる業務改善の鉄則です。P D C Aサイクルと言われる、P L A N（プランニング）、D O（実践する）、C H E C K（評価）、そしてアクションに移していく、そして改善していくということです。P L A N、D O、C H E C K、A C T I O N、このP D C Aサイクルというのが有名な言葉ですが、これをいかに職員をうまく使いながら回していくか、その役割が副町長に任せられているというか、そういう意味で副町長の立場というのは、政策及び企画をつかさどるという、この地方自治法167条にうたわれている部分が、副町長の主な任務としてあるのです。そういうことで、ぜひ町長と、そして職員との間に立って積極的に進めていただきたいと期待をしたいと思います。

次の質問もありますので、結論的には申し上げれば、この山町長のシンクタンクというのは、文字どおり知恵袋、そして頭脳集団ですので、山町長のリーダーシップとの相乗効果で、任期後半において各公約の具現化、成果をぜひ次々出していただきたいということで、大いに期待を申し上げているところです。町長の最後の決

意をお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今ありましたように、本当に私自身の考えをまとめるときに大変参考になるのが、シンクタンクの方々の御意見です。ついつい自分の思い込みや独断にならないように、本当に町民の動きを確かめながら、また情報を仕入れながら、そして、みんなで話し合いをして、より良い方向に進めていきたいと思います。

私もまだまだですが、シンクタンクの方々の力、また議会の力を借りながら、町の発展のために尽くしていきたいと思ってるところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 3つ目の最後の質問に移ります。花と緑のまちづくりについてです。

御案内のように、与論パナウル王国の「パナ」と「ウル」、パナは花のことですし、ウルはサンゴ礁のことです。与論は花がきれいで、いっぱいあって、そしてサンゴ礁もきれいだと、同時に海の景観も含めて、もちろん大事なことで、これを前面に打ち出して「ヨロンパナウル王国」といううたい文句になっています。

そして、花と緑の町等々の文言とイメージというのは、町民はもちろんですが、島外からいらっしゃる来訪者にとっても、期待されているキャッチフレーズです。

また、先の国立公園の指定、あるいは先月、成功を収めた行幸啓のマスコミの報道等によって、今後は観光客のさらなる増加というのが期待されています。

そこで、なかなか難しい課題だと思うのですが、特に茶花市街地に焦点を当てて、例えば銀座通り、あるいは中央通り、ハイビスカス通り、そういった各通り会があるのです。その通り会単位で、いい意味で競い合っていただいて、今も花壇コンクールとか、いろいろあるのですが、もうちょっと踏み込んでいただいて、花いっぱいコンテスト、花と緑ということですが、緑は答弁の中では緑化というところを含めて答弁をいただいてますが、私があえてテーマをもうちょっと絞っていただいて、花を中心にやっていただきたいというのがあるのです。そういう意味で花いっぱいコンテストを定期的に開催すれば、疲れない程度に協力できる程度でコンテストとかも、通り会単位で競い合っていただいてやればいかがなものかなと思います。

花はプランターとか、花鉢というのは、植栽と違って比較的個人個人ができるのです。ちょっと努力すれば、その部分を少し誘導してあげるような町の政策があればどうかなと思うのです。

非常に個人的な話で申しわけないのですが、16、17年ぐらい前にヨーロッパ

に行ったことがあります。ヨーロッパに2回行かせていただきましたが、その中でヨーロッパのオランダとかドイツ、フランス、特にドイツはすばらしかったのです。大きな町ではなくて、ちょっと田舎町に入っていく、例えば鹿児島市でもちょっと大きいのですが、奄美市、そういった中規模程度の、あるいは小規模程度の町に入っていくと、非常にきれいなのです。清潔感と花がいっぱい飾ってあって、その花は、どういうふうに飾ってあるかというと、我々日本人の発想というのは、どうしても平面的に考えるので、花壇コンクールもそうです。平面で面積が必要なのです。ところが、立体的に、例えば1階のちょっとした日差しみたいな所、あるいはベランダがある場合はベランダ、窓しかなければ窓の日陰、そういう所に小さな花鉢をつくって、そこから花が咲いて、あるいは垂れ下がる感じで、そういう花が飾られているのです。いっぱい飾ってあるのではなくて、1軒の家に3個、4個ぐらい飾るだけでも非常に視覚的効果が高いのです。そこに私は非常に感銘を受けたのですが、面積はあまりなくとも、個人個人の家々の努力によって非常にきれいに見せられるのです。そこは、ぜひそういう方向にいっていただければありがたいなと思っているのですが、そういった平面に比べて視覚的効果の高い手法を茶花の町でも取り入れていけば、もちろん道路は狭いけれども、ちょっと自分の家の外から見える窓の所に花を咲かせて、大きくなくてもいいですから、小さな花鉢に花を植えていただいて、それを窓に引っ掛けたり、引っ掛けられるところに掛ければ非常にきれいなのです。その辺に2つ、3つだけでもいいですよ。その通りは全部そういう感じでやれば視覚的にきれいなのです。そういうことをぜひ実践していただきたいなというのが私の提案です。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今ありましたように本当に中央通りや、銀座通りを見ると、もっと花が欲しいなど常々思うこともあります。

中央通りにある工務店の2階の屋根から下がっている花を見たりすると、ありがたいな、うらやましいなと思うことなのですが、なにせ与論の場合の、お店のつくりは、なかなか2階、あるいは日差しとか、ベランダとかというのがないのです。できるだけ花と緑にふさわしい、そういう方向でしていただければありがたいと思うのですが、なかなかこれは行政が、そうしなさい、こうしなさいと言うわけにはいきませんので、何かいい手立てがあったら、またお知恵をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 町長の答弁の中にもありました、やっぱり花と緑の町と呼ぶにふさわしい、誰が見てもふさわしい景観になるというのは、なかなかこれは一朝

一夕では困難な課題だと私も思います。

しかしながら、やはり基本的な部分、町長の公約にもあるのですが、あるいは町憲章にもうたわれている「ヨロンパナウル王国」といううたい文句、そういうことをトータルで考えたときに、その考え方は全然間違っていないし、むしろ前面に出して、これからも努力を続けていくべき大きな課題だと私は思いますので、ぜひ市街地と、できれば空港や港といったところの結ぶ幹線道路沿いも、あとで別の議員が質問されると思いますが、そういうところの整備をしっかりと行っていただいて、長期的なビジョンを持って取り組んでいただきたいのですが、先ほどの答弁の中では町の第5次総合振興計画の中にありますよと紹介されていますが、残念ながら花と緑、特に花を中心とした中長期的なビジョンというものは策定されていないということです。インターネットで調べてみると、やはり全国のいろいろな町で少子高齢化、あるいは過疎化というのが進行する中で、それを食い止める1つの方法として観光客を呼び込む、あるいは地元の人たちが楽しんで自分の町を愛着を持っていただくために花づくりというのは、どこでもやっているのです。インターネットで見てみましても、御案内のように、例えば、全国花育、花を育てる、全国花育活動協議会というのもあるみたいです。一般財団法人日本花普及センターというのが東京にあるようですが、そういう団体が全国の生活科研究会員というのをつくって、全国に花育活動に関するアンケート調査というのを実施しています。

身近なところでは、九州の福岡の天神地区の街頭アンケートの調査報告というのもインターネットで見ることができました。また、山口県の西部、西のほうにある宇都市というところも町民アンケート調査をして、それを方向性として示してビジョンもつくっています。

そういうことで、本当はもっと早くしていただきたいのですが、町民の意向アンケート調査というか、どういったふうにすれば花で満たされるようなまちづくりができるかというところを、もしかすると町民の方もいろいろな意見があるかもしれない。実際に花を個人的には家の中には結構飾っている人もいらっしゃいますし、先進的に取り組んでいる方もいらっしゃいますので、そういう方々の意見とか、なかなか取り組みたいけど、仕事が忙しくてできないという方がほとんどですが、そういういろいろな意見をくみ上げながら、現状を分析してビジョンをつくっていただきたいということがあります。

観光客が次々来ますので、与論は海もきれいだけれども、花もいっぱいありますよというところをしっかりと確認していただくように、ちょっと残念だな、聞いていたほど、あまりきれいな島じゃなかったなと思われないように、ぜひ早急に取り組んでいただきたいということがあります。

どうですか、トータルで考えて、さっき私が提案申し上げた茶花の町の花づくりと、それから、しっかりアンケート調査をしていただいて、それによって花に特化した、あるいは緑も含めていいでしょう。花と緑に特化したビジョンをつくって、しっかりそれに沿って、通り会の方々とかにも頑張っていただく。もちろん予算が付かないとなかなかできることですが、しかし個人個人の努力によって、できることはできるのです。花鉢とかいくらもかかるのですから、ただ答弁にありましたように植栽ということになると、やはり面積と時間も必要でしょう。そういうことで無理がある。今までずっとブレーキになっているというか、壁にぶち当たってきているのは、道路沿いの植栽をしたいが、道路沿いには、むしろ牧草を植えたりする人もいらっしゃるので、そういったことで道路沿いに植えているのを急に実施するのは難しいのですが、簡単に花プランターとか花鉢を使って各家々を飾る、あるいは自分の家の前の道路沿いに置いておくとか、そういうことは、そんなに難しいことではないと思うのです。そこを工夫すれば、全国の団体からの助成金であったり交付金であったり、そういったものがもしかすると見つかるかもしれない、そういう事業があれば当然それを利用しながら、なくても工夫はできるはずですので、ぜひ努力をしていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変いい御提言をいただきました。今後、環境課等、いろいろ課と連携しながら、どういう方法があるかというのを検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 終わりにしようかと思いましたが、ちょっと1件だけ。

今、花と緑のまちづくりについて、先ほどシンクタンクと連携して、シンクタンクにしっかり意見を求めていただいて、シンクタンクの中でもんでいただく、そうすれば意外に良いアイディアが浮かんでくるかもしれないし、そのところのシンクタンクの活用について最後に伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） シンクタンクにも、こういう議会からの提言があった旨をお伝えし、また、そういう話し合いもしていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 以上で、私の3つの質問を終わります。町長の任期もあと2年となります。ぜひ公約の実現には頑張っていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、1番、遠山勝也君の発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 1番、遠山です。よろしくお願ひいたします。私のはうからは2点ほど、まず1点目。

1 地下水やため池の汚染対策について

(1) 近年、農業振興のための牛の増頭やほ場への化学肥料の使用による地下水やため池への影響を考慮して堆肥盤の整備や緑肥の推進が図られていますが、先般、あるため池から異臭がするとの苦情が寄せられたことから、水面上の泡状の浮遊物と底から富栄養化した沈殿物の除去作業が行われました。これによって解決したのですが、今後ほかのため池や地下水、またサンゴ礁への影響も懸念され、これまで以上の対策の必要性が痛感されるが、町長は、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

2 「ヨロン駅」の周辺整備について

(1) 本町への観光客も7万人を超え、順調に増加している中で、「ヨロン駅」は屋根つきの休憩所も整備され、数少ない観光スポットの一つとなっています。しかしながら、駐車場が狭いことに加えて取付道路の幅員は狭く、舗装もされていないことから、路面状態が悪く、往来の不便さが指摘されています。「ヨロン駅」背後のアダンの植栽整備等を含め、駐車場の拡張、取付道路の拡幅、舗装整備を早急に行う必要があると痛感されますが、今後の整備計画はどうなっているか。

お聞きします。以上2点です。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答え申し上げます。地下水やため池の汚染対策についてです。

ため池の水は雨水であり、特に大雨の時は、畑、道路、その他の場所から表流水として流れてきており、異臭の原因が畜産やさとうきび等の生産に由来することも考えられます。

御指摘のとおり、ため池や地下水、サンゴ礁への影響も以前から懸念されていることです。品目に応じた農薬、化学肥料等の使用量につきましても栽培指針を作成し、適正な使用量の遵守や、肥料分の流出が少ない肥効調整型肥料の推進、また堆肥センターの有効利用などの対策を講じ、環境保全に努めているところです。

また、ため池については、水の循環を行うため、水管組合員への水利用費の一部助成を行い、干ばつ対策を兼ねた悪臭の軽減対策などに努めているところでもご

ざいますが、今後も、さらに効果が得られるような、優良な事例等の情報収集を行い、安心・安全な水利用ができるように対策を模索してまいりたいと考えています。

次に、「ヨロン駅」周辺の整備についてです。

「ヨロン駅」を中心としたビドー小浜沿岸は、県の「魅力ある観光地づくり事業」で遊歩道、休憩所等の整備を進めてきていますが、駐車場・取付道路・植栽等、今後の周辺整備につきましては、継続中の「魅力ある観光地づくり事業」の進捗状況とあわせ、町道・農道及びクリーンセンターの周辺整備も含め、関係各課とも協議しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） まず1番目の地下水問題について、結局、農業振興と農家収益アップのために頑張ってきた結果が、こういう地下水の汚染とかため池の汚染になっているのですが、これから、例えば牛の増頭を図る上で、有効な対策というのはなかなかとれないと思うのですが、ここは、もしかしたら農家個人で、なんとか簡易浄化槽とか、そういうものを設置して意識の向上を図りながらやっていくということだと思いますが、この辺の指導が可能であるかどうか、どうでしょうか、産業課長、お願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。指導がどうかという件で御質問だと思われますが、今のところは畜産農家の件に関しましても10頭以上の飼養農家の方々は堆肥場を設けなさいと、そういう関係がございまして、1戸1頭の少數の飼育農家さんにまでは、国の法律もございませんので、全てに指導できるということは言えませんが、できる限り、そういうようなことを考えながら、牛小屋をつくるときには、大雨が降ったりするときに水路等に流れないような、ヒサシを少し長く伸ばしてくださいとか、そういう方向での指導をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） わかりました。堆肥盤の枠に、例えば20センチぐらいの、直接路面や畑に流れないような壁みたいなものをつくったらどうかという意見もあったのですが、それはそれで、よろしくお願ひします。

2番目、これは商工観光課長でよろしいでしょうか。「ヨロン駅」について先日この質問を通告した後で現地を見ましたら、アダンの伐採が行われていました。

ということで、すぐにあそこの周辺の拡幅とか取付道路の拡張とかが可能なのかと思って期待しているところなのですが、どうなのでしょうか。お願ひします。

○議長（福地元一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。ビドーの整備につきましては、25年度から26年度に一部完成をしまして、今年度から32年度にかけて315メートルを整備する予定です。

全体事業費で約1億5000万円ぐらいかかるということで、県からいただいたますが、今回、29年度実施するところにつきましては、今御指摘のありましたアダンが入っていたというか、そこから海岸に下りる所の62メートルと、もしくそば方面の所からの141メートル2000万円程度で整備する予定にしています。

御指摘がございました駐車場、それから道路の拡幅部分につきましては、今、建設課と、それから駐車場に関しては環境課と、いろいろ今後の観光地づくりの整備事業の中の整備を進めながら検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、高田豊繁君の発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

休憩もしましたので、元気を出して、また頑張りましょう。

それでは、先般通告した内容に沿いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問事項の第1点目といたしまして、いろいろ私ども所管事務調査ということで学校訪問、こども園をはじめ各小学校、中学校、高校も含めて所管事務調査を行いました。毎年しているのですが、そういった中から学校が抱える種々の問題点がありましたので、そういったことを中心にして質問させてもらいたいと思います。

1 小中学校施設の要整備箇所の改善対策について

(1) 与論中学校のグラウンドは、以前から排水不良の対策の必要性が指摘されていますが、早急にその対策を講じる考えはないか。

(2) 各学校の冷水器や扇風機、プール設備等に不具合箇所があるが、早急に対策を講じる考えはないか。

2 町立認定こども園の運営について

(1) 茶花・那間こども園舎及び与論こども園の旧幼稚園舎や付属施設の安全点検と要改善箇所について、早期に対策を講じる考えはないか。

(2) 副園長や主任保育士・庶務職員等の配置については、より働きやすい職場環境の構築のため、以前から要請があるが、その対策を今後どのように考えているか。

(3) 少子化や保育士の人材不足、財政難や園舎の老朽化が進む中、有識者会議や検討委員会を立ち上げて、町営3こども園の統合・整備を図り、民営こども園とのバランスも考慮しつつ、より効率的な運営と質の高い幼児教育・保育環境の構築を図る考えはないか。

3 船揚場被災危険箇所の対策について

(1) タテダラ、前浜海岸の船揚場では住民や観光客・学童等が利用しているのを見かけるが、安全面から被災危険箇所の早期改修を図る考えはないか。以上、6点について質問したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えいたします。与論中学校グラウンドについては、整備すべく、昨年度、測量・設計・積算を終え、今年度当初に予算請求しておりましたが、大型プロジェクト等の関係もあり予算化できませんでしたので、平成30年度に整備できるよう計画を進めてまいりたいと考えています。

小中学校の整備箇所の改善対策についてです。

各学校の冷水器、扇風機の不具合については、冷水器は取り替えが完了している学校と、平成30年度に取り替えを予定している学校があります。

扇風機は、取り替え、修繕とも平成30年度に予定をしています。

プール設備等については要望と実態を把握して対応していきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 2番目の町立認定こども園の運営について、お答え申し上げます。

与論こども園旧幼稚園舎が、昭和46年に開設され、また茶花こども園は、昭和54年開設、那間こども園舎が昭和61年完成と、どの施設もかなりの年月が経過し老朽化が著しい状況にございます。

建築基準法施行令の改正によって、建築物の新耐震基準が施行されたのが、昭和

56年のことで、特にそれ以前に建築された与論こども園旧幼稚園舎並びに茶花こども園舎につきましては、耐震診断を行う必要がございます。そこで、来年度予算措置を行い、早々に耐震診断を実施することと、しかるべき措置を講じていきたいと考えています。

次に、2番目の職場環境の構築のためですが、現在、茶花こども園並びに与論こども園においては、副園長あるいは主任保育士といった園長を補佐する立場の職員配置ができておりません。したがって、園長に係る責任負担が非常に重くなっているものと思われます。

職員の年齢構成並びに経験年数を鑑みながら、適切な人事配置を図ってまいりたいと考えています。

次に、民営こども園とのバランスの問題です。

現在の町立こども園の運営状況を見た場合、御指摘のとおり資格を持った保育士の確保に苦慮する中で、こども園の運営が難しくなっていることや、園舎の老朽化の問題、今後ますます少子化が進むであろうことなどを考えた場合、与論町内に、私立1園、公立3園の体制が適当なかどうか、統廃合も含め検討すべき段階かと考えます。

今年度から来年度にかけて、私立のハレルヤこども園が増改築を行うことにより、現在の定員95人から128人となり、33人の増となります。この機会をとらえ、公立こども園の統廃合の方向性や運営のあり方について、町立こども園統廃合検討委員会を立ち上げ議論を進めてまいりたいと考えています。

次に、タテダラ、前浜の問題です。

被害を受けた船揚場については、補助金や地元負担金によりつくられており、関係団体にとっては大事な財産です。御指摘のタテダラ、前浜海岸については、麦屋漁港の活性化の面からも合流をする計画で進めてまいります。

平成26年度に策定した与論町南海岸防災基本計画の中で、前浜海岸地区に関しては、海岸保全施設の優先整備地区として、平成30年度から道路交付金事業を活用した道路及び護岸のかさ上げを計画しており、船揚場は撤去を予定しています。

また、タテダラにつきましては、関係団体や揚場組合の理解が得られれば、景観形成のためにもできれば撤去したほうがいいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 与論中学校のグラウンドからですが、与論中学校は御承知のとおり、土質でいうと立長層、いわゆる古生層地盤でして、那間小学校や茶花小学校、与論高校とかとは全く違う土質の上にグラウンドが整備されているのですが、昭和50年代に与論町で郡大会があったのですが、中学校のグラウンドも使ったの

ですが、非常に泥ねい状態で競技ができなかつたという苦い記憶がございます。

去年もグラウンド不良の関係で、総合グラウンドで行いました。今年も、町長、教育長も御存じのとおり、午前9時過ぎぐらいまでグラウンドがグジャグジャで、穴をあけたり、雑巾まで持ち出して拭いているような状態だったのです。

そういうことで、中学校のグラウンドは、これまで大掛かりな排水対策がなされていないのです。それで、茶花小学校も不良だったのですが、5年ぐらい前に搬入土を投入しまして、西側に水が全部いくようにされています。

高校については県立ですので、これについては申し上げる筋ではないのですが、与論小学校についても、120周年事業か130周年だったか、その時に暗渠排水工事をされています。

そういうことで、那間小学校については、サンゴ礁地盤の関係で、そんなに水が湛水するというのは、あまり聞いていないのですが、中学校の場合は、これが中学校のグラウンドの写真なのですが、ここに池がありますよね、ここから東西に130メートルぐらいあるのですが、これは僕が一度測った時に70センチぐらいの高低差があって、ここに傾いているのです。この部分については、割と湛水はしないのですが、野球のマウンドの内野側と、それからテニスコートの外側の一帯が非常に不良なのです。

例えば、グレーダーをかけて勾配をとっているのだったら、きれいに水は流れるべきなのですが、このグラウンドは横に側溝がないのです。去年、学校側の話を聞きますと、教育委員会からレベルを持ってきて全部チェックしたそうです。全部測量したと、先ほどの答弁にもあったのですが、この測量設計積算を終えたとなっていますが、この設計の中身は今わかりますか。設計の構想はわかりますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 構想はわかるのですが、どう説明をしたらよろしいのでしょうか、金額的なものなのか。

概要についてだけ、工事の今の計画段階の御説明をさせていただきたいと思います。今回グラウンドの整備、それから東側のテニスコートについても、両方整備計画しているところです。グラウンドにつきましては、6,567平米あります。そして、テニスコートのほうが725平米ということで、今、計画を進めているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それで、今の局長の話は、テニスコート、トラック、フィールドの部分も土・砂、そういういたクレイ舗装を一定の勾配をもってしようということでしょう。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） そうです。

○5番（高田豊繁君） それだけでしょう。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） はい。

○5番（高田豊繁君） ですから、抜本的な排水対策、断面的に排水対策ができるようなのは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） そういうふうに、下のほうから暗渠を入れてということについては、予算的なこと也有って今回は真ん中の中心部分のほうが230ミリほど上がってということで、今の既存の排水工事に対してピヤードゥルというか、そういうので仕上げていこうかということの計算をしてあるということです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それは体育の先生方からも聞くのです。よっしちゅうなものですから、教育長も中学校の校長先生ということで在任されていたのですが、中学校のグラウンドは、とにかく昔から、いつも泥ねい状態が多いのです。

今、局長のほうからピヤードゥルという表現が有って、そのとおりなのですが、ピヤードゥルというのは水の保水力は、ものすごく高いのですが、乾燥するのが非常に遅いのです。ですから、ムーミントウの土質は全く水をかけなくてもさとうきびが育つという、それは立長層というのは、非常に含水率が高いということで、排水が悪いのです。

今は、ここだけしか側溝がないので、どうしてもテニスコートというのは、一般的のトラックよりマウンドアップしないといけないでしょ。ここは土だけではいけないですから、ボールのバウンドも考えて少しは硬い、ここは段差が生じているのです。だから、ここに水は全くいかない状態になっているのです。

仮に、この水がテニスコートに流れていったら、テニスコートが使えなくなるので、学校側の意見を聞きますと、ここに自由勾配型側溝、表面はグラウンドの傾きに合わせるが、下の底盤は水が流れる底盤のレベルにするということで、ここに暗渠排水をする必要があるのではないかということです。特に中学校のグラウンドは、バールで穴をあけても下は岩盤でピヤードゥルなものだから漏らないのです。この間もそうでした。

だから、クラッシャーランを入れて暗渠排水を抜いて、側溝から取っていくというのがいいのではないかと思います。

私は、田畠局長の話は、ここを全面的に暗渠排水をして、3000万円ぐらいかけてやるのかなというのを期待したのです。学校側も、そのようなことをイメージ

していらっしゃるのです。これはコンパクトなやり方で最低限のやり方ですが、それをさらに下回っている内容です。

それは子供騙しみたいなものです。そういうことをしても全く元の木阿弥です。やはり土質も十分に調べて、そういった暗渠排水も一部加味してやりましょうよ。小学校から中学校に上がって、そして立派なサッカー場にいくと、このギャップが激しいものですから、これは義務教育の施設から、しっかりしないといけない。これは文科省からも、きちんと通達がきているのです。国民の災害時の適用も、いろいろそういうのも考えるので、これが水のたまつた状態ではあまりよくないと思うのです。そういうことで、これは検討してください。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 係と私と含めて話をしているのとは、だいぶ内容が違うようです。このことについては、教育長のほうから答弁したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これは、町長も教育長も校長上がりですから、義務教育に対しては十分に認識は高いと思いますよ。

自分で全部やるのではなくて、どうしたらいいですかと、町長に伺つたらいいでないですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 前向きに対処していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 局長の力強い約束をいただきましたので、安心して次の課題にいきたいと思います。

2点目の小中学校施設の要整備箇所の改善についてですが、教室あるいは施設を見て回り、校長先生方の話を聞きましても、やはり冷水器の問題が、まず第1点目に出できます。

それから、グラウンドに石が路頭しているということです。これは、表面排水、あるいは風とか、そういうので表土が流された結果だと思います。

それから、与論小学校にはミニプールがないという点、それから循環システムが故障しているという、そこら辺のこともありますが、一般質問で今日は、あまり細かいことは申しませんが、後ほどほかの議員からもあるとは思うのですが、後日、所管事務調査ということで、3小学校、あるいは中学校も含めて報告をしたいと思いますので、その際に申し上げたいと思いますので、この点については割愛し、このぐらいにしたいと思います。

続きまして、町立認定こども園のことについてですが、先ほど数字の答弁でハレルヤ保育園のところの園児数ですが、私どもが聞いたときには現在115人いると、今回の新しい改築によって30人増やして、145人になるという御答弁で、説明をいただきました。この点については確認をとっていただきたいと思いますが、今、町のこども園は3園で150人が入所しています。職員数は3園の合計で45人です。決算額といたしましては、1億4565万1000円を要しています。

それで職員1人当たりの園児負荷は、これは単純に総人員を職員数で割ったときに、1人当たりの園児の負荷は3.33人になります。一方、民営のこども園は、入所園児が、現在114人で、職員数は36人、職員1人当たりの負荷は3.16人であり、町営のほうは若干0.17人程度多い状況にあります。

そういうことで、ほぼ職員の数、園児の数とのバランスは民営も町営も同様な負荷になっています。

今回、先ほども言ったのですが、ハレルヤさんは昨日着工式があったのですが、この園舎の改築だけでなく、従来のアテモヤとかがありましたところを廃棄しまして、裏のほうに遊具類、子供たちが自然環境体験できるようなゾーンを整備しているのですが、説明を聞きますと、私も聞いたことがないのですが、非認知能力向上を図るという、子供さんの非認知能力を能力向上の面から大いなる相乗効果が期待できるということです。

こども園を回りますと那間も茶花も与論も、まあ与論園の場合は、後からつくられたところは、それほどでもないのでしょうが、天井スラブの剥離落下、剥落自体が非常に懸念されているということで、これについての詳しいことは先ほどと付随して、後ほど所管事務調査の報告の中できさせていただきたいのですが、この建築基準法によると、耐震診断、これは建築主事を置いている市町村については、100平米あたりは、必ず義務化になっていますが、建築主事を置いていない与論町みなところは200平米当たりの学校施設、これは学校施設に準じますから、200平米以上は対象になるということです。

小中学校については、既に耐震診断を終えているのですが、こども園については、まだなされていないのですよね、これについては町民福祉課長、わかりますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） お答えします。耐震診断につきまして、確かに、今おっしゃるとおり、詳しい点につきましては、専門の方が詳しいので、そちらにお願いいたしまして、来年度の茶花こども園、与論こども園の耐震診断をした場合ど

れぐらいかかるのか、そういういた見積りもしてもらっています。

確かに先だって、茶花こども園では天井スラブの落下事件等がございまして、その時には緊急的な補修ということで行ったのですが、それは根本的な危険回避にはならないものと考えていますので、与論こども園、また茶花こども園の耐震診断を行った上で、今後どうあるべきなのか。また後の質問にありました統廃合等の方向性によっても、その対処の方向性も変わってくるのではないかと思っていますが、その点、多額な予算が必要なものですから、財政課との相談もあるのですが、そういういた面で予定を計画していきたいと思っています。

それから、先ほどハレルヤ保育園の人員のことをおっしゃっていましたが、確かに114人ほどハレルヤに入っていますが、一応ここに載せてございますのは定員ですので、定員プラス120パーセントまでは入園可能ですので、つまり定員よりもオーバーして入っている状況です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 予算の面とおっしゃられますが、やはり安全性というのは、それは予算は総務企画課長にも三拝九拝して、お願いするしかないのですが、3園と一緒にするというのは効率はいいのですが、財政的な面もある場合は、そこら辺が双方の協議ですので、見積りも取りながら、幾らぐらいかかるということを説明のとき言った上で予算のことは言うように、なるべくされたほうがいいのではないかと思います。

漠然と、どのぐらいかかるかもわからないのに予算がないとか、そういう話はあまり現実的ではないと思います。既に見積りを概算でも試算した上で予算面がという話はしていただきたいなと思います。

その次に、これは要旨の2ですが、副園長、主任保育士、庶務職員等の配置について、これは以前から要求されている内容ですが、これをあまり突っ込みすぎるといけないと思いますが、ここで関連するのですが、職員の時間外手当の問題、この問題については関連して質問してよろしいですか、総務企画課長、いいですか。この町立認定こども園の中で、今の時間外手当、時間外勤務については、2パーセント枠が設定されているような話を聞いたのです。私は、これは初めて聞いたのです。それを3パーセントにかさ上げできないかという話がありました。

そういうことで、こども園の運営に関してのことなのですが、そのほかに保健センターとか、ほかの庁内の課もあるかとは思いますが、そこら辺についても、後ほどの所管事務調査報告書の中で申し上げたいのですが、こういった2パーセントとか3パーセントとかいう数値の設定は、法的な担保、根拠というのではなくないわけでしょうか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　これは、だいぶ前に県からもですが、かなりの行財政改革ということで、町においても財政プランみたいのをつくってあります、その時に時間外手当は何パーセントということで示されています。法的規制があるわけではないのですが、ちなみに大島郡とかの実態を見ますと、2とか3とか決まっている状況にもなっているようです。それは必ず縛りがあるということではなくて、代休を取ってくださいとか、ある町村では出さないというところもあって、職員の定数もですけれども、そういったことで、なかなか全て出すというのもできませんし、その辺のバランスというか、調整がですね、ずっと出せば、それでもいいのかという視点も出てきますので、そういう状況にはなっています。全員配置でしか検討できないところもあると思います。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　この園ばかりではなくて全般的に申し上げたいのですが、例えば、選挙事務とかがありますよね、それからまた産業振興課も他の町民福祉課も夜間でないと、アフターファイブでないと説明会ができない。町民が仕事を終えた後でないとできないという業務も多々あると思うのです。これは各課みんなあるかと思うのですが、例えば、空港の場合は夜間でないと燈火試験ができない、光のライトの試験ができないという、様々そういう具合に、ただ一律2パーセント枠で、3パーセント枠でという設定は、その実情、実態に合わないところがあるのです。

ですから、内勤だけで5時15分になつたらパッと帰れるような業務、これは通常業務でしたら全くそのとおりで差し支えないのではないかと思いますが、そのバリエーションを持たせた、多様性を持たせた規定づくりを早急に立ち上げる必要があると思うのです。

職員組合というのはありますか。これは職員組合との話し合いになるのですが、振替休日・代休システムにもっていくのか、そこら辺は、その中で柔軟性を持たせたらいいと思うのです。上司が、あなたはここからここまで時間外勤務にしてくださいねというのが、時間外勤務命令簿ですので、それに記載された時間外手当については、これは本人が代休を取りますという申し出があれば別ですが、結局そこが、現金で払わなくてはいけないというのが建前になつていますので、ですから、それは上司が命令をしたことは、町長が君働きなさいとおっしゃるのと一緒だから、それについて、ただ働きをさせるというのは、これは民間企業でいうとブラック企業と一緒に一緒です。

そこら辺は十分にバリエーション持たせた細目づくりをしていただいて、職員が働きやすい職場づくりに努めていただきたい。副町長、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 十分に検討をしていきたいと思います。御提言ありがとうございます。

職種によって、8年ほど商工観光課にいた関係で言いますが、ほとんど夕方以降のいろいろな取材とか、そういったのがございまして、代休を取りなさいということやつても、なかなか取れないというのが現状でありました。

職員組合も5年ほど前から自治労連にも入っていますので、そういった組合員の皆様とも協議をしながら、少しでも改善の方向でいければと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この2パーセントとか3パーセントという枠組みは、これは必要でないということを言っているのではないです、私は。

当然それは当初予算を組む上ではしかるべき目標数値というのは、設定しないといけないので、そうしないと予算はつくれないのでから、しかしながら、職員にさせた後については、その責任というのがあるので、仮に職員から請求を受けてできない場合には刑事事件にもなるし、訴訟の対象にもなるので、十分に法の恐ろしさは認識しておかないといけないと思います。これは上司のほうで、きっちり細目をつけていただいて、ガイドラインを示していただいて、風通しのいい職場環境ができるようにお願いしたいと思います。

それから、最後になりますが、前浜とタテダラについてですが、前浜の海岸が、このように被災を受けているのです。それで、これはもちろん町の補助金も使って県の補助金も使って、あるいはまた地元の負担金も使ってつくられたのですが、この海岸は特に恐ろしい波が来るのです。

私も経験があるのですが、リーフの上でも10メートルから15メートルぐらいの波がくるのです。ですから、ここの波というのは、簡単に風花苑の入り口の三差路付近まで波がくるのです。そこに商工観光課でつくられたトイレも完全に水没状態、墓もブロックが全部取り壊されたので、骨も壺の中から全部洗い流すのです。そのぐらい前浜というのはすごいところです。

しかしながら、こういう状態を放置しておくと、やはり景観的にもさることながら危ないのです。仮に、例えばこういうところに乗って、車でも乗って子供たちが落ちた場合、これはタテダラもそうなのですが、こういうふうに吸い出しがされているのです。こういう感じにですね。ここに車が乗ったとしたら、これは大変なことです。これは町は関係ないですよと言えないのです。これは当然、国家賠償の対象になる。これは完全に補償しないといけない。

そういうリスクヘッジのためには、これを上のほうに、ねり石積みを使ってされていますが、この工法が一番いいのではないかと僕は思うのです。だから、少しコンクリートを切ってでも完全にできるようにするか、完全に立入禁止にしたほうが、町の責任の持ち方というのはできるのではないかと思うのです。

地元の方々は、このタテダラもですが、前浜の場合も、やはり海に親しむ親水という関係で非常に利活用していらっしゃるのです。

確かにボートとかは少なくなっています。コースタルができたり、麦屋漁港ができたら向こうに移転するというところもありますが、やはり町民の税金を使って、せっかくつくったのだから、少し断面を切ってでも安全に、なるべく大きい石を使ってしていただきたいなと思います。これは寺崎も黒花も、やはり地元の方々は使っているのですから、これを一概に取り壊すというのは厳しいのではないかと。

実は、前の議会である議員から島のまわりの揚げ場を全部取り壊しなさいという厳しい指摘もあったのです。ですけれど、例えば船倉も使ってる人がいるのですから、それはやはり地元の文化的に、海に行く、浜下りをするとか、そういう上では揚げ場の利用というのは、ただ船を揚げるだけではなくて、海と親しんで与論で生活して、本当に与論はいいなという思いを醸成するためにも、この揚げ場の利用は有効だなと思いますので、どうですか、西区の墓も朝戸の墓もここにあるのではないかですか。副町長、この揚げ場については、魚釣りをする時もあるかと思いますが。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確かに揚げ場につきましては、当時それだけ小型船を持っておられる方が多かったということもあって、前浜地区も一時期は10隻以上船もありました。

当時は車の免許を持っていない方がほとんどでしたので、より近い場所ということで、揚げ場の要望もあって、その地権者と町のほうで補助をして、航路を設けたりいろいろやってきたのですが、現実としては先ほど言わわれたとおりに、大きな漁港に集約されているというのも現実です。

ですから、もともとあったとおりに、施設を竣工するという考えではなくて、最小限度に残してやるような方向も今後考えるべきだなと思っています。

もう1点言わせてもらいますと、船がだんだんと大型化することによって、船の出入り口、リーフを割ってきたのですが、その影響で離岸流というか、そういったもので被害も大きくなっていると思いますので、より災害に強い工法も研究をしながらなんとかできればとは考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今の状況を放置することが、まず一番リスクが大きいと思うのです。そういうことで、これはもちろん規模をカットして縮小してもいいので、やはり安全が確保できるように、ひとつ努力をしていただきたいなと思います。

それから、先ほど大波の関係でと、マラソンの外周コースは、この間建設課長の話も聞いたのですが、やはり墓のレベルぐらいまでは上げてから、道路も上げて、波返しを大々的に防災対策としてできれば、そういうことで風花苑に行く道路のレベルぐらいから西側も上げて、両方上げることによって、安全性が確保できるので、そして、そこから下りられるように、海が利用できるような体形づくりが必要ですので、そのようにひとつお願いしたいと思いますが、町長のお考えを。

○議長（福地元一郎君） 山町長。

○町長（山元宗君） 今言われている今までの漁船の利用と、だんだん変わってきたということと。それから安全面の問題もあったりして、地元の方々の話も必要になってくるかと思います。

今言われるよう、とにかく安全を優先してやっていかなければならぬと思いますので、その点は、この基本計画ともあわせながら進めていきたいと思います。

やはり昔からあるように、海におりる道というのは確保しておいて、3月3日もありますし、またいろいろな漁り（いざり）とかもありますので、不便を来さないように工夫をしていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） まさしく今、町長がおっしゃられた、そのとおりだと思います。そういうことで、地元も取り壊すとなると、それなりの反発も出るでしょうが、今の町長の広いお考えで、方向性をもたせていただければ非常にいいかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。午後は1時30分より再開します。

-----○-----

休憩 午前1時08分

再開 午後 1時22分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。

4番。

○4番（林敏治君） それでは、第4回の定例会の一般質問を行います。

## 1 職場環境の充実について

(1) 町立認定こども園では、全職員が園児の健やかな成長を願い、日々の保育及び幼児教育に従事しているが、職員の資質の向上と働きやすい職場環境を構築するためには、正規職員を増員するとともに、有資格者や臨時職員の待遇を改善する必要があると痛感されるが、その考えはないか。

## 2 ふるさと留学生の受け入れ体制について

(1) 本町では、島外からの進学希望の生徒を受け入れることができる「ふるさと留学制度」を立ち上げて、少子化や人口減少対策に取り組んでいる。生徒の宿泊先の確保や家族で移住した場合の雇用などを受け入れることのできる環境整備が必要であると痛感されるが、具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

## 3 安心・安全な環境づくりについて

(1) 現在急速な高齢化社会が進行する中で、本町においても高齢者が安心・安全に暮らせる環境づくりが求められています。町内の道路において危険と思われる箇所が見受けられますが、ガードレールやロードミラー等を再点検するなど安全対策を講じる考えはないか。

以上、3点お伺いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、こども園の職場環境の充実について、お答えを申し上げます。

現在、町立3こども園において正規職員13人、臨時職員約35人、療育保育に正規職員2人、臨時職員1人の体制となっています。

これまで、かなり臨時職員に頼っている状況であることから、近年、正職員の採用にも力を入れつつあるところです。

また、その中でも産休職員や14日勤務の臨時職員などがいることから、子供たちの安全や高度な保育を行う上で非常に苦慮しています。

こうした状況の中で、職員一人一人に求められる責務の重さから臨時職員の待遇改善を図る必要性を感じているところもあります。

しかしながら、財政状況が厳しい中で、多額の財政負担を求められることから、なかなか改善が進まない状況があることも事実です。

今後町の財政との調整を図りながら、統廃合も含めた抜本的な対策を講じる必要性を感じているところです。

続きまして、安心・安全な環境づくりについて、お答え申し上げます。

町民をはじめ、島外からの来島者の皆様の安心・安全な環境づくりには非常に重

要なことであると考えます。

町道につきましては道路維持作業班による定期的な巡回や除草作業等をしながら路面状況やガードレール、ロードミラーの点検を行い、修理や取り替えをしているところです。

また、危険だと判断される箇所につきましては、応急処置後に対策を講じることとしています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ふるさと留学生の受入れ体制について、お答えいたします。

現在、同制度を利用して本町に転入学している生徒は中学生男子2人、高校生女子1人の計3人です。その内2人が里親の家から通学し、1人は移住定住促進住宅に兄と一緒に生活し通学しています。この他に宿泊先として里親制度に登録しているのが1戸、移住定住促進住宅が5戸あります。雇用については、各事業所からの求人情報パンフレットを総務企画課に置いて対応しているのが実情で、今後、名瀬公共職業安定所に対する島内企業の求人情報提供の促進と就職希望者に対する申し込み方法の周知を図っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） こども園につきましては、午前中に高田議員からも質問がありました。再度質問をさせていただきます。

私も総務厚生文教委員会では、11月10日に町立認定こども園を訪問して意見交換会をいたしました。その中で、正規職員の不足改善と、有資格者の賃金アップ、そして時間外勤務手当の見直しや、次世代への円滑な運営移行ができるよう、適切な人事配置など、意見の要望がありました。

そこで、この現場の声を町長は、どう受け止められておられるのか、お伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今ありましたように、本当に正規職員を増やしていかなければならないということで努力をしているところですが、昨年、今年と年々3人ずつ正規職員を増やしていっているのですが、なかなか思うように保育士や栄養士、調理師など資格を有する方々の雇用ができなくて、申し込みがなかったり、あるいは一度期にたくさん取るというわけにもいかないということで、順次段階的に対処していかなければならないのではないかなどと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 答弁書の中に、「財政状況が厳しい中で多額の財政負担が求められることから、なかなか改善が進まない状況である」ということですが、これは

予算がない、予算の確保ができないということになれば、これは何もできません。この点につきましては、もう前々から議員の一般質問にも何回も出ています。あえて私がここで申し上げることはないと、これは現場の声として、やはり届けていかないと、今後の改善にはならないだろうと思って質問しているところです。

そういう観点から、町長は、やはり予算を持ってくるというのが、私は仕事だと認識しています。その予算を確保する、それが私は、町長あるいは副町長の仕事ではないかといつも考えているところですが、どう思われているか、リーダーとして、どうこれから予算を確保して改善していくかということで、町長にお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 予算の確保につきましては、本当にどういうふうに改善していくかという大変難しい問題でして、この職員の予算につきまして、県にお願いすればいいのか、あるいは臨時職員の予算を町で考えなければならないのかということ、いろいろなことを考え合わせながら、今後対応していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） また、正規職員や保育士の不足改善をするために、採用年数を引き上げる必要があると思うのです。その点について副町長、採用年齢を引き上げる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 職員の採用の年齢につきましては、保育所のみならず、全職員について、今対応しているところです。

実は、与論町の職員の年齢構成を見ますと、昭和42年生まれから昭和53年生まれまでの約10数年間、非常に職員の採用が少なかったというのも事実です。行革の一環として、特に、そのあたりを受けたのが、保育所の職員の採用ができなかったという部分もありますので、今、年齢層を引き上げて、できるだけ島外で経験のある方々を例えれば主任につけたり、副園長につけたりという形ができないかということで、年齢層も引き上げた上で対応を進めていますので、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ、その対応をお願いしたいと思います。

次に、国においては安倍内閣の看板である人づくり革命実現に向けて、3歳から5歳児について、幼稚園、認可保育所、認定こども園などを無償化するということが、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯を対象として無償化するということを進めています。

また、待機児童の解消に向けては、保育士の人材を確保する狙いから、平成19年4月から3,000円程度の賃金の引き上げを行うと明記しています。

本町においても、町独自の対策等を検討して保育士の待遇改善に積極的に取り組んでいただきたいということで、要望をしておきます。

次に、ふるさと留学生の受入れ体制についてです。

たしか、平成15年度から島留学制度を立ち上げて取り組んでいます。与論高校は、全国どこからでも受験できる普通高校であり、島外から生徒が入学することは、今までの狭い人間関係の中で生活してきた地元の生徒にとっては、新しい刺激となり、視野や考え方の広がりにもつながっていると思っています。

また、島外から来た生徒は、与論の環境に慣れ、学習や部活動など高校生活にきちんと取り組んでいくと思っていますが、その中で、生活習慣がなかなか身につかない生徒もいるようです。受け入れる宿泊先側は、大変苦労していると私は聞いています。

そこで、そういういた宿泊先からの意見を聞いたことがあるのかないのか、教育長、お聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） あります。ありがとうございます。ふるさと留学生については、今おっしゃられるように、将来に通じて非常に大事なことなのですが、受け入れる側からは、大変苦労されていることを、このふるさと留学制度以前に県外から受け入れた2カ所あるいは3カ所でやっている方々のお声も聞いています。前にも卒業して、ネットに本人の御家庭も本人にも許可を得て立ち上げたある子の受け入れ先も大変な苦労をして、今回の新しい27年度からの対応についても「受け入れはしない」というお言葉もお聞きしています。かなり、そういう子供たちが、受け入れる中においていることも承知はしています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ある宿泊先から私が聞いたことは、やはり生活習慣が身につかないということで、朝なかなか早起きしないと。それからまた、休みになりますと、朝から夕方まで寝ていることもあります。

また、電気のクーラーとかは付けっぱなしで電源を落とさない、そういうことも聞いています。また、学校に弁当を持っていっても、学校に弁当を忘れて持ち帰ってこないということも聞いています。だから、そういう生活的ないいろいろな指導が必要ではないかということも、私は非常に心配しているのですが、その点はいかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。基本的に問題のない子、問題という表現もいけませんね。なんとかして与論の学校で教育を受けさせたいという子供たちを2つの形で線を引いています。1つは面接という形です。もう1つは与論の状況を見て、体験してから受けてくださいという2つをしています。

それで、これまで受けた子も不合格になっている子もいます。それから来る前に、この状況では電話の中で、与論は不登校の学校とか、生活習慣はできなくて困っている子供を受け入れるとか、病気であるとかいうところを留学制度として受け入れるためのシステムをとっているのではありませんと。全学年2学級というのも中・高で構築していることと、外からの風を入れて両方が学びあっていくという両方双赢の関係があるべき姿です。というお話を上で受け入れはしていますが、今回も、たぶん近い事例のことだと受け止めています。

受け入れる段階では、お話ををして、家族もなんとかこのことをしたい。ある一定期間学校にもいかなかったということを聞いていましたが、このあたりだったら与論でやり直せる、本人も頑張りたい、頑張りぬきたいという家庭、本人の意思を伝えて、そして両方、場所にも合わせた上で決断をしているという形で、面接も該当する学校、いわゆる中学校に来る場合は、中学校の管理職立会いのもとで一応してきていますが、そういうふうに非常にハイレベルで受け入れなかったことも、確かに現実で里親が御苦労しているのは感じていますので、なんとか、そのあたりの留学制度の中で、フォローアップ体制をするシステムも今後構築していかなければならないというのも課題であり、受け入れる側のレベルとして、もう少し高くする必要もあるというのも痛感しています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 次に、ふるさと留学制度の助成事業補助金についてなのですが、生活補助費1人につき、月3万円。そして、借家の場合は月2万円限度で家賃補助、2分の1補助を行っていると。

また、諸費用につきましては、保護者は4万500円程度の負担をしています。この金額については、適当な金額なのか、あるいはまた、これから改善していくことも考えていらっしゃるのか、その点お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。ある大島地区内では1人当たり5万円というところからございます。2、3町、私のほうも調べまして、沖縄の寮制度も確認をして、4万500円とおっしゃっていましたが、これは食事代で4万500円という算定です。大体1食500円です。そういうことですので、留学生の親が与論町の里親に入れるのは、6万800円が中学生です。高校生は弁

当てですので7万2000円です。この差額は給食費により安くなる分を算定しています。

それから1人当たり3万円ですが、兄弟できた場合は2万円にすると、もし兄弟2人を受け入れるおじいちゃんおばあちゃんだったり里親だったら2人目は1万円減額するというシステムですので、今のところ高くなく安くなくというところで現在きていると考えています。

ですから、これが一定的にいつまでもやるつもりかということについては、見直しを図りながら適切な価格を算定していき、30年度からはこうですよとかいう形で、受け入れる方が終わるまでは、その年度に適用した価格で行うという形をとっています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） この金額につきましては、私も受け入れ先から聞いていますが、安くもない高くもない、大体これでまかなえるとは聞いています。

しかしながら、今後負担が増えるんであれば、もう少し上げてもいいのではないかと考えています。ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、学校の活性化を図るために、本町の将来の発展のためにも島留学制度の運用が継続されていくことは極めて重要なことだと、私も認識をしています。

これから、しっかり取り組んでいただきたいという私からの要望ですが、町長どう考えておられるか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 留学制度につきましては、高校の2学級存続ということがございまして、全町的に大変必要を感じ、また話題にのぼって、そして、その対応として教育委員会を中心にして対応しているのですが、今後与論の島が発展し、また与論高校が2学級の体制がずっと存続していくように、町としても教育委員会と力を合わせながら頑張っていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それでは次に、安心・安全な環境づくりということですが、近年やはり高齢化社会が急速に進行する中で、県内において交通事故が多発しています。今年10月末現在、5,453件発生し、56人が亡くなっています。そして、6,426人が負傷されています。

また、本町において11月末までの交通事故は物損事故28件、人身事故が9件発生しています。事故は、いつどこで起きるか全くわかりません。特に交差点や学校周辺、そして高齢者が住んでいる周辺などで、やっぱり事故や歩行者の転落事故が起きています。

そういう危険な箇所を再点検して安全・安心な環境をつくるなければいけないと思っていますが、町長はどうお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 言われるとおり、本当に道路の整備というのは大事だし、またガードレールやロードミラーの設置についても、安心・安全な対策のためにも全力を尽くしていきたいと思っています。

私のところにも路面の悪さとか、あるいは「危険な所があるよ」という電話をいただいたりしていますが、その度に関係課と連絡・連携を取りながら順次補修をしているところです。

言われるように本当に高齢化社会になりまして、お年寄りの方々が道路を横断したり、あるいは歩いたりする時の安全を確保しなければならないなと思うところで、今後もそういうことは気をつけて、特に政策として取り上げて、また頑張っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 地域からの要望も私は聞いているのですが、危険箇所が、もちろん町道を中心に、農道にもたくさんあるのです。やはり調査をして、町民からの意見も聞いて、そこにガードレールなり、それからカーブミラーとかロードミラーを設置するなり予算を確保していただいて、安心・安全な島づくりをしなければいけないと私は考えているところです。

最後になりました。私が少しだけ、これから将来に向かって考えていることがあります、これに関連してですが、安全な島づくりに、やはり健康づくりということで、健康づくりの一環として、私は自転車のロードレース大会等とか、そういうのを開催をしたりして、そして沖縄北部との連携をしながら、今現在ツールド沖縄という大会を沖縄北部でやっています。そういうことも連携して交流をして、与論の活性化につなげていければなど、私は将来のいろいろなことを考えています。そういうことを含めて、ぜひ安全・安心な島づくりにしっかりと取り組んでいただきたいと要望いたしたいと思います。

最後に、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。町民の健康づくりにつきましては、本当に林議員のおっしゃるとおり、我々もいろいろな面から取り組んでいかなければならぬと考えています。また、沖縄北部との交流につきましては、今商工観光課を中心にして取り組んでいっているところですが、なお一層、連携をとりながら、そういうものができればいいなと考えています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それでは、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） それでは、よろしくお願ひいたします。

先月17日の天皇皇后両陛下の行幸啓は、我が与論町にとって歴史に残る大変ありがたい一日となりました。島中が歓喜に満ちあふれ、感動、感動の連続でした。おかげさまで与論らしい誠の心での奉迎ができたのではないかと思っています。両陛下の行幸啓準備に携わった皆様や十五夜踊り保存会の皆様の労を心からねぎらいたいと存じます。本当にお疲れさまでした。

それでは、平成29年第4回定例会にあたり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 「JACの機体数半減」の報道について

- (1) JACが2019年度末までに保有する18機を半減し、フランス・ATR社製の新型プロペラ機9機体制とするとの報道がありました。JACは、自社の路線数や便数は段階的に減少するものの、JALの系列会社が運行をカバーすることで、離島の生活路線に影響はなく、利便性が損なわれることはないと説明していますが、町長は、この報道をどう認識し、どう対応する考えであるか伺います。
- (2) ヨロンマラソン開催時は、例年増便をお願いしていますが、機体数が半減すると、増便も難しくなるのではないかと危惧しています。機体数半減後も増便が可能となるよう、早めにJACに要請する考えはないか伺います。

1 通学道路の街灯設置について

- (1) 叶池十字路から中学校への道路は、中・高校生が頻繁に利用する通学路です。現在、この路線には12灯の街灯が設置されていますが、周辺には人家も少なく設置間隔が広いため、部活動や課外学習後の下校時には道路が暗く、街灯を増やしてほしいとの要望が強く出ています。町長は、街灯を増設し、島の宝である中・高校生の下校時の安心・安全対策を図る考えはないか伺います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

奄美の世界自然遺産登録を控え、JALグループは離島輸送能力の拡大に取り組む中で、奄美空港線を中心に、グループ会社「ジェイエア」の就航によるジェット化を推進しています。そのためJACは、路線減少による機材の削減を行う模様ですが、既存の離島路線規模は維持する方針で、新規に導入するATR機はジェット機が就航できない離島などの路線に導入される見通しです。

本町への就航機材に関しては未定であり、また、JACはJALと運用協議中であるため、路線規模が縮小しないよう、ATR大型機就航や増便などの対応をしていただくべく、早めに働きかけを行ってまいりたいと考えています。

次に、ヨロンマラソン時の増便についてですが、現在JACはJALとの今後の路線割り当てと機材ぐりについて協議を行っているとのことです。担当部署と密に連絡を取りながら、改めて路線規模の維持とあわせ、ヨロンマラソンにおける臨時便の重要性を説明してまいります。

また、航空業界の情報に不測の変化がある可能性もありますので、御指摘のとおり、早い段階でJAC並びにJALグループを訪問し、本町の要望を伝え、理解を求めていきたいと考えています。

次に、叶池から中学校への街灯の件です。

防犯灯の設置につきましては、与論町防犯灯設置要綱の設置基準に基づいて実施しているところです。御指摘の路線につきましては、今まで町当局や教育委員会に対しての設置要望がございませんでしたので、現状確認の上、学校やPTA、関係自治公民館とも協議しながら対応をしてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ただいまの答弁の中に「ATR大型機就航」という文言がありました。これは今後機種を統一すると聞いていましたので、私は同一機種が9機になるのかと思っていましたが、これは数機種、機種があるのでしょうか、その辺どういう見通しなのか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 今、就航している飛行機も30人乗り、あるいは50人乗りと機種がございます。ATRのほうも現在就航しているのは42-600型とお伺いしています。

また、今後のJACの方針といいますか、70人規模の機体を入れて、従来の400型と同じ規模で運航できるような態勢をとっていきたいというのは、会社としては方針を持っているようです。もう一回り大きい機種があるということです。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） その辺は、私の認識不足でした。私は48人乗りが9機、同じ

ようにそろえて効率を良くするという形での導入かなと思っていましたので、その辺は、私はちょっと見識不足でした。

そういう形でとっていくのですが、とにかく機体数が半数になるので、どうしてもいろいろなやり繩りが、これまでとはまたちょっと違ってくると思います。もちろん奄美とか徳之島とかは、ジェイエアのジェット機を飛ばすような予定のようで、もう既に次々と、そういう具合に移行しているようですが、今後また与論のほうでも、前にも申し上げましたとおり、例えば徳之島路線の新設ですか、そういうことも要望していかなくてはいけないし、いろいろな面で、今後観光客の増加も見込まれるので、働きかけをもっともっと強くしていただきまして、しっかりと準備が整っていくように、なお一層の働きかけをお願いしたいと思います。

早めにやっていくという答弁ですので、答弁には十分満足していますが、さらにその辺をまた強く幾度となく、会社のほうにも要望していただきまして、働きかけを強めていっていただきたいと思います。

それから、マラソンの時には例年、鹿児島便の増便、そしてまた沖縄からの便も増便をお願いして、なんとかやり繩りをしているのですが、その辺が、どうしても9機体制になったときには、そのやり繩りが若干難しくなってくるのではないかなどということでお心配をしているところなのですが、そういったところも、またあわせてJACのほうにも働きかけを強めていただきまして、進めていっていただきたいと思います。

おかげさまで、マラソンの時も、いつも感じているのですが、親会社のJAL本体も、それからJACもRACも非常に好意的な形で、与論とは接していただいていまして、いつも感謝しているところなのですが、これまでの、そういった人脈とか、関係をもっともっと頼りながら、これまで同様、またこれまで以上に良い関係が築けるように、皆様もまた取り組んでいただきたいと思います。ひとつ決意のほどをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

今まで本当にJACあるいはJAL、副社長さんとか見えられて、ヨロンマラソンの時には一緒に走っていただいたり、あるいは声援をいただいたりということで好意的にしていただいている。我々もまた、それに対する関係、あるいは御礼ということも与論の真心を示していかなければならないと思っています。

今後も、この関係を維持しながら、より一層JACやJALの方々とも親密にお付き合いしていければいいなと考えています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 残念ながら昨年のヨロンマラソンは、1,000人を切った形での開催となり、非常に残念に思ってるところなのですが、今後また、これを1,000人以上に増やす努力もしていただきながら、そういう中で、やっぱり参加人數が減るということだと、また、なかなか要望もしづらいので、増やす努力もしながら増便体制についても、あわせてお願ひをしていくということで、持ちつ持たれつということで会社の方にも働きかけを強めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の通学道路には街灯設置についてですが、この道路は、もともとはほとんど街灯はついてなかつた路線だったと思います。もちろん人家も少ないので、そういう形でいたのですが、保護者とかPTAとかの要望があつて、今の現状の形になってきたと私は認識しています。

現在12灯ということで、ほとんどなかつた時からすると数段良くはなつてはいるのですが、それにしても、やっぱり私もそういう要望を聞いた後に夜通つてみて、やっぱり間隔が広すぎるなど。ついているには、ついているのですが、はるかかなにしかついてないみたいな感じで、もう少し増やしていただければありがたいなと思っているところです。

もちろん教育委員会にも当局にも要望は届いていないということですが、なかなか、そこまで行って要望するということは敷居が高いこともありますし、直接お伺いして要望というのは、なかなかそこまでは至らないのが実情です。そういう形で、私どもの耳に入つてることだと思いますので、その辺は、よく現状を調査していただいて、できれば、やっぱり今後の子供たちの安心・安全のためですので、そんなに多額の経費がかかることにもならないと思いますので、できればそういうところを見ていただいて、早急に取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

ひとつ、決意のほどをいただきまして、終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時08分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうを、町長。

○町長（山元宗君） これまででも要望があった経緯がよくわかりました。また関係課とも話し合いながら、あるいは自治公民館長とも協議しながら進めていきたいと思

います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 要望があつて増えたのではないかとは思います。実は、あの路線は、ほとんどなかつたのです。それが、ここまで前進したのですが、それでも、まだまだ不足しているという声が多いものですから、お願ひをしているところです。その辺よく検討していただきまして、対応をしっかりととつていただければ大変ありがたいです。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 6番、2問質問いたします。

1 道路（公道）周辺の植栽美化活動について

(1) 長島町では、町民と行政が協力し合つて、国道や県道沿いに石積みと花壇を組み合わせた「石積み花壇」を設置して、花の苗を植栽している。植栽や管理は、大半がボランティアの個人や団体で役場の各課や町三役の花壇もあり、町職員の率先垂範型の取り組みにより、町内の花づくりの機運が高まり、町全体が美しく変わってきたとのことである。

今回の行幸啓で観光地としての来訪者の期待も高まるものと思われるところから、長島町のような道路周辺の徹底した植栽による美化活動を官民一体で計画実施することは必要だと痛感されるが、町長はどう考えているか。

2 会計検査院の指摘事項について

(1) ごみ焼却処理施設の建設工事で、台風対策で設置した焼却灰の飛散・流出を防ぐ設備と見学者説明室の整備費が事業の対象外であると会計検査院から指摘されたとの報道があった。この施設は、計画当初から国や県と連携を取りながら建設されたものと理解しているが、この指摘事項について県の見解を伺いたい。

以上、2問について答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 道路周辺の植栽美化活動について、お答えを申し上げます。

今年度は、行幸啓や国立公園指定など、観光地としての期待が高まる様子が多くありました。道路周辺の整備につきましては、ヨロンマラソンコースを中心に遊休地等の無償貸し付け契約を結び整備を進めてきました。

平成25年度より13カ所の花壇を緑化推進委員に管理を委託し、現在では22

力所まで増やしてまいりました。

また、各集落団体等で管理をしている花壇もあり、整備する花壇を増やしていくためには、地域の皆様との連携が重要になってくると思います。

今後につきましては、関係課及び自治公民館や関係団体に協力を呼びかけ、花づくりの輪を広げ、輝かしいパナウル王国を築いてまいりたいと考えています。

次に、会計検査院の指摘事項について、県の考えはということですが、お答え申し上げます。

県によりますと、本件施設は事業主体である与論町が循環型社会形成推進交付金の交付取扱要領等に基づき、交付対象事業費を算定し、交付申請書を作成するものとしており、県は町から提出された交付申請書について審査し、国（環境省）に送付することとされています。

取扱要領には、交付の対象となる設備が記載されており、交付金を受けて事業を実施する市町村等に対して、交付対象と交付対象外の区分を明らかにしておくよう、日頃から助言しているということです。

県は、与論町から提出された交付申請書の添付書類（事業計画内訳書）において、交付対象と交付対象外事業の欄に、それぞれ記載されていることを確認し、環境省に送付したことです。

本件交付金に係る事務手続において、特定設備が交付の対象であるかについて町から県に問い合わせはなく、県としては、町による設備の区分に疑義が生じる状況ではなかったとしています。

今回の事案については、事業主体である与論町と会計検査院の交付金取扱要領の交付対象に対する解釈の差によるものと結論づけています。

以上のことから、県は過大交付金の償還について、この状況が変わることはないとの判断しています。

今後の対応につきましては、引き続き情報収集に努め、慎重に対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 質問のうち、道路周辺の植栽美化活動についてのことですが、私が申し上げて要望していることと、回答が若干食い違っていますので、改めて質問させていただきます。

私が言っていることは、町職員の率先垂範型の取り組みによる、ということを申し上げているわけで、長島町では町長以下、職員が花壇を持っているのです。そして、そのことによって、町民も同じように頑張らなければいけないということで、

1つの長島町の花祭りが出来上がっています。

そういうことからして、これは、なにも花だけに限らないのですが、いろいろな面では、やはり私たちの仕事は、そんなことをする仕事ではないというかもしれません、現に、そうやって長島町は鹿児島県で1番たくさんいろいろな事業をいただけてできています。これは町自体のやる気というのですか、意欲の表れだと思います。

かつて、与論町は県から何と言わされたかというと、県は、いろいろな物質をたくさんお盆に乗せている。与論町は、すぐそれを取りに来るが、後で返してしまう。信用できないという一時期がございました。

要するに、町民全体、何かやると反対をくらって、その反対で事業が実施できないと、悪いイメージがずっとあったような気がいたします。

そういうことからして、今は、そういうことはないでしょうが、やはり役場職員の皆様の意欲をちょっと見せると町民はついてくるのではないかと、そういう気はしてなりません。

要するに、畳1枚分でいいのです。なにも大きな花壇をつくれという意味ではありません。やるから一緒にやろうやという気持ちがあると、こういった事業もどんどん進んでいくのではないか、また協力者も増えていくのではないかという気がいたしていますので、その辺に対する考え方を、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

こういう事業があって、これはやっていますというのではなくて、特に役場、率先垂範ということからの考えですので、前回の時は前環境課長は「やります」と、そして、今対象になるような土地の折衝をしていますと、探していますということでありましたが、現課長は「聞いていない」というお話をしたので、改めて質問をしているような状況です。この考え方、あるいは実行についての意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 役場のいろいろな行事を遂行するにあたって、開催するにあたって、集落の皆様方のボランティアとか、そういった部分については、毎回毎回御協力をいただいて推進をしています。

そういう中で、集落的な行事とかについては、職員もある程度出ていると解釈をしているのですが、先だって課長会におきまして、その辺を申し上げて、集落の行事とかについては、正職員、あるいは臨時職員にかかわらず一般町民から見ると、一役場の職員としか見られていないということもあって、積極的にボランティアのほうには参加をしてください。特に、農地水の関係とかの事業で、行幸啓の前

のことだったのですが、ぜひ集落の方々と協力をして、いろいろな活動を推進してくださいと、お願いをしているところです。

それが、まだ植栽とか、そういった部分につながっていないという部分もありますが、その辺は、また各集落、自治公民館の館長や各種団体の皆様方と協議しながら、どういった方向でやっていったほうが、より効率的にできるかという部分も御相談をしながら進めていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） ちょっと答弁の様子と似ているようですが、私が申し上げているのは、率先垂範ということですから、あくまでも役場職員自身の、あるいは課の人たちでの話し合いの中で、これは何々課の花壇だというのをつくってほしいということです。

地域の人と一緒にになってということであれば、それは全く答弁のとおりですが、私が求めているのは、そういうことではなくて、与論町は役場職員が率先垂範して、こんなことをやっているんだよと、パナウル王国をつくっているんだよということが堂々と言えるような、そういう一つのモデルケースをつくっていただきたいということです。住民と一緒にになってやることであれば、誰でもやるし、当たり前の話です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今言われたように、本当にまず私からやっていきたいなと思っています。

本当に役場職員が先に立って、率先垂範して島づくり、花づくりに頑張っていかなければならぬと思いますので、今後また話し合いをしながら進めていきたいと考えます。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

続いて質問をいたします。この会計検査院の指摘事項についてですが、これにつきましては、与論町がいろいろな施設をつくるときに特殊な環境にあるということをまず前提としてわかつていただきたいものだという気がしてならなかつたのは、この焼却灰の飛散流出を防ぐ設備、どこにつくっても与論島の場合は、台風にさらされます。あるいは季節風帶の中にあります。ですから、風という問題は非常にこういった問題を難しくしているので、同じ施設でも与論町につくるときは、それを防止するためには、いろいろな施設が必要ですよという地域性を強く、こういった質問等に対しては、どうしようもないという、これは人工的なものでしか防止できないのですから、環境が特殊な地域であるということなどを、ぜひ、検査の折には

強調していただきたいなという気がします。都会と同じような感覚ではできないので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、今回の焼却灰の飛散流出の説明については、やはり雨、風、台風、そういう飛散防止ということもあったりして、与論島でものをつくるとなれば、やはり風は、よその地域と違ってかかるような気がしてなりません。

そういったことで、今後ともそういうことを前提に施設はつくるのですが、そのことをつくる前に説明、声を大にして自らこういう施設は必要なんだという理解を周囲に示していただきたいと思います。そうすると、後で検査を受けた時でも、その時に、こういう説明をしてありますということが言えると思います。

また、見学者説明室のことですが、これは、これをつくる以前に公聴会がありました。公聴会の中でも、単なる焼却施設ではないんだと、人間生活の縮小版を直に見るのは、こういった小さな社会でなければ見れないんだということで、修学旅行、あるいは小中学生、高校生に対する3Rの生きた勉強の場所になるのではないかと、学習場所になるのではないかと。

それから、もう一つは周辺にある見学コース、カルスト台地の見学コース、それからソテツのコース、この一帯と結び合わせると非常に有効な学習ができるのではないか、修学旅行の内容の価値観が上がるのではないかということで、県に行った時もそういったことを申し上げて、県の課長からは「いい考え方」だと、これは観光課長でした。そういったことで、次の交付金なども対象にしていただいたと思っています。

ですから、全体がそういった意識を1つにして説明するならば、なるほどと、与論町の特殊事情、あるいは意欲、それから他の課との結びつき、そういうものでさらに効果は増すのだという説明ができていくのではないかと思います。

ですから、役場の場合は責任者、課長が変わりますので、それが十分に引き継がれているとは思いませんでしたが、しかし内容については、おおまかなところは引き継がれているのですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、役所仕事は縦割りの社会だと、仕事だと言われますが、今申し上げたことは、これには教育委員会にも入ってほしい、環境課にも入ってほしい、それから商工観光課も同じということで三位一体になって、3者で1つの地域をつくり上げていく。そこに、より効果的なお金が使えるのではないかということで申し上げた記憶があります。

どうかひとつ、もう一回思い出していただいて、この検査を機会に与論町における特殊性、事業の難しさ、そういうことも、ことあるごとにアピールしていただいて、予算活用、そういうものには自信を持ってやっていくように、こんな指摘

を受けないような形で、今後とも事業を実施していただきたいと要望して私の質問は終わります。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2017年第4回定例会において、先般の通告に基づき質問をいたします。

1 学校運営について

- (1) 与論小学校では、校庭の表土や砂が風雨で流れ出て石灰岩石が露出しており、児童が大きなけがを負わないかと懸念しているが、どのように認識し、どう対処する考え方をお伺いいたします。
- (2) 茶花小学校の校舎の天井等のコンクリートの一部が剥離し、落下しており、児童や先生方は、身の安全を危惧しています。学校側としては、毎年専門家の検査や修繕を要望しているとのことだが、どうなっているか。
- (3) 現在、各小中学校から切実な声として提出されている要望事項については、今後どのような計画で、どう対処していく考え方であるか、お伺いいたします。

2 道路周辺の整備についてお伺いいたします。

- (1) 道路端にたまっている土砂や伐採された草木の処理の改善を求める声があるが、どのように認識し、どう対策を講じていく考え方であるか、お伺いします。
- (2) 道路沿いの植栽については、成長後も交通に支障がなく、観光地に適した樹木にするよう町民から要望がありますが、どのように認識し、どう推進していく考え方であるかお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、学校運営の1の(1)(2)(3)について、お答えします。

その1です。御指摘のように与論小学校のグラウンドは表土がなく、路盤が露出しています。来年度に測量設計を行い、順次整備を進めたいと考えています。

その2、茶花小学校です。茶花小学校の校舎については、耐震補強工事を平成26年度に完了していますが、築59年経過しており、御指摘のような老朽化による不具合が随所に見られます。このようなことは茶花小学校に限らず、他校においても同様の問題を抱えています。

のことから、今年度8月に全学校校舎の一斉点検を専門職員が行い、学校の安全を守るために緊急を要する箇所の応急措置や、学校への改善指示などの取り組みを行いました。

今後も、このような定期点検を図りつつ、学校と連携し、対応を続けてまいりたいと考えています。

その3です。児童生徒の教育に関するにつきましては、各種の学校訪問や管理職研修会において、その実態を把握し、要望や意見を聞いて対応しています。

また、施設の修理や整備等については、学校訪問以外に毎年小中学校の事務職員と教育委員会合同の安全点検を実施しています。その中で、実際に現場を確認し、対処案の提示や、後日、業者または職員が修繕を行うなどの具体的で即効性のある対応を行っています。

今後も学校と連携を密にし、児童生徒が、安心して学べる教育環境の整備充実に努めたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 道路端にたまっている土砂や伐採された草木の処理についてということですが、お答えを申し上げます。

道路周辺の整備につきましては、道路維持作業班による巡回をもとに、道路敷きにたまつた土砂のたい積状況や草木の量などを見ながら順次処理を行っているところです。

平成28年度与論町各会計決算審査意見の申し入れによる、道路維持管理作業における伐採樹木の廃棄等については、地権者等から苦情が出ないように、廃棄処理を行うこと、という町議会としての意見を重く受け止め、伐採した草木でラブセンターの原料資材として有効活用できるものと、それ以外の物とに分別し、廃棄処理をしているところです。

土砂につきましては、台風や大雨などにより、流水量が多い場合は、搬出をしていますが、少ない場合は砂は撤去しますが、土や砂利は流出元に返したり、道路敷き内の補足材として再利用をしているところです。

次に、道路沿いの植栽についてです。

道路沿いの植栽につきましては、町の花であるハイビスカスを中心に、防潮、防風林には最適であるフクギや、南国与論を印象づけるヤシ等の植栽を行ってています。道路沿いの植栽を行う際には、その樹木、花木が成長した時のことをイメージして植栽を行っていますが、時折、交通に支障が出るようなことが見受けられますので、早めにせん定を行い、交通に支障を来さない、観光地に適した景観整備を行っていきたいと思います。

また、観光地に適した樹木の選定につきましては、有識者、自治公民館連絡協議会やシンクタンクを活用し、与論の土地に馴染む樹木を選定し、また昔から自生している樹木のせん定や畠地の改良事業等により排出される植物の取り置きを行なうなど、沿道の植栽に努めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 所管事務調査として、総務厚生文教委員会は、各小学校を訪問いたしました。その際に、学校側より要望がいくつか出されました。その中で、私は最も切実な問題である児童生徒の身の安全について、このことについてお伺いさせていただきます。

まず1つ目の表土が風雨で流出をし、石灰岩石が露出をしている点ですが、これは児童の運動中に、例えば、石につまずいたり、転んだりした時に大きなけがをしないかということを学校側も心配しているところです。

本町は、台風の常襲地帯でもあり、また、こうした気候から考えた場合に、表土が露出することは考えられることです。このことを考えた場合に、設計段階でのミスであるのか、それとも手抜き工事をされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今の根本的な内容については、確認していませんので、工事の期間とか、いつ頃からどのような程度だったかというのは、また確認させてください。

現実に現場に立って見てきていますし、また、運動会前に、きれいに子供たちが使えるように安全のため、地域の建設業者の御協力も得ながら、整備をしながら使っているという状況であるということも把握しています。

ですから、根本的な設計ミスであったかどうかについては、今後、観察をさせていただきたいと思います。

いずれにしても整備する方向で考えているというところだけはお伝えしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これは済んだことですので、とやかく言うことはないと思いますが、こういったことを踏まえて、例えば、表土が流出して石灰岩石とか石とか、そういったのが露出しないような設計及び工法というのがあると思います。

そうすれば、仮に台風とか雨とかで表土が流されても、表土だけを補充すれば済むようなことだと思います。そういったことをきちんとしていただいて、児童が安心して運動できるような校庭づくりというものをしていただきたいと思います。再

度お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。

学校もそういうことで、先ほど申し上げましたように、台風の時に、非常に片方に、与論小学校も吹きさらされてます。流されていくという状況で、運動会前を基本にして被せたり、戻したり、あるいは地ならしのローラーをかけたりという工夫をしながらいくのですが、やはり前後の台風があった後や雨期の後は、そういうことになりますので、その辺の表土の被せ方、側溝のつくり方等、あるいは戻す時のタイミング等も今回は確認をさせたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） しっかりと対処をしていただきたいと思います。

それと2点目についてですが、茶花小学校、そして那間小学校においては、老朽化が著しくて、コンクリートの一部が剥離、落下しているというのも確認をしています。もしこれが、児童や学校関係者に上からコンクリートが落下したときには、本当に大きな事故につながりかねない、こういうことを一番私は心配しているところです。

一刻も早く、校長先生も対処をしていただければということをおっしゃっていました。問題が起きてからでは、本当に大変になってくると思いますので、こういったことを早めに対処をしていただきたいと思います。

茶花小学校においては、築59年が経過をしているということであり、また、那間小学校においても、相当の年月が経過をしています。この2校について、建て替え等が計画されているかどうかということが町民からも、どうなるんだろうということは出されていますが、計画というのはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 結論から申し上げます。まだ、建て替えの計画はつくっていません。ほかに準備するものがありますが、あと2つぐらいございます。

この安全につきましては、那間小学校も早めに行きまして、全部、夏休みに報告を受けた段階で、もう一度穴をあけて中に潜りまして、上から落ちそうな物はたたいたりして、そして、その上でチェックをしています。

茶花小学校も先般報告を受けまして、また再度見に行きましたら、今は全部もう一度閉じてありますので、向こうは剥落はあまり心配ない、那間小学校のほうがコンクリートの剥離が心配であるということで、両方連携して、定期点検も専門員が夏には回ろうと、全部を毎年。そうしながら、物音とか、そういうのが起きそうな

状況の場合は、専門的視点から見ていただきて、この辺は気をつけて報告してくださいというのもやるということと、事務職員と一緒に共通点検。

それから、4月の学校訪問、そこで受けながら、とにかく早いうちに危なくなりそうなところから、今は応急処置を施すという対応をしてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 那間小学校の天井を見たのですが、ベニアをビスで止めているような対処の仕方をされていますが、それで大丈夫なのですか。私は専門家でないのでわからないのですが、あれで大丈夫なのですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のところ、それで不安が残るようであれば駄目ですが、専門員が見て、剥離しそうなところをたたいたりした上での、屋根を止めているということですので、中に入って落ちるところは一応確認しております。

ただ、いつまでもということではありませんので、やはり定期的に見て、剥離しそうなのは、先ほど申し上げたとおり点検をしないといけないと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） わかりました。大丈夫だということで、できれば大丈夫でしょう。そういうことだと思います。

もちろん年に1回は点検をしていただきたいという要望ですので、そういったことは、きちんと実施をされて、何もないような安心して学べるような環境をつくっていただきたい、このように思います。

続いて、3つ目になりますが、この3点目につきまして、那間小学校にあります浄化槽のプロアーが故障をして動かないということを指摘されているのですが、たぶん365日プロアーは一生懸命働き通しですから、耐用年数が過ぎて修理はできないような状態ではないかと思っています。このプロアーを買い換えるのに大きな出費が心配されるわけではないと思いますので、早急に1機取り替えていただきたいと思います。

教育長こういったことを校長からお聞きになりませんでしたか、いかがでしょう。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 誠に申しわけありませんでした。プロアーのことは聞いていませんでした。その他のことでの、テントとかプールとかいうのはお聞きしていましたが、この件は聞いていませんでした。担当に上がっているかどうかも確認してみないとわかりません。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ブロアーが動かなければ浄化槽の機能というのが無くなるわけですから、早急に対応していただきたい、このように思います。

3点目につきまして、教育環境の整備等については、対処できるところは早急に対処して、児童生徒が安心して学べる環境をつくっていただきたいということを思います。

それで、高校も訪問をされたと思いますが、進路等について、今年卒業する生徒の進路等について、お聞きをされたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 今、川村議員に質問されてよかったです。つい2、3日前に学校評議委員会というのがありました。私は、学校評議委員会委員になっているものですから、その時に進路指導部の先生から報告がありました。

50数人いるうちに、31人については決まっていると、あと20人については、今後センター試験とかということで待ちだと、試験を受けて合格か不合格かということ、そういった試験を受けての準備をしているという報告がありました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これを申し上げたのは、本町においては専門職、保健師の確保とか、こういったことが難しいということをお聞きしています。もちろん保健師の方から聞きますと、労働環境がすごく厳しいということで、帰りが10時になったりとか、日曜日出勤とかあって、代わりの休みが取れないとか。これは何かと申しますと、やはり人手が足りないということです。そういったことを改善していかなければ、こういった問題というのは解決できないのではないかと思います。

それで、もちろんこの問題を改善するためには、労働条件を改善しなければいけないのですが、それを踏まえながら、教育委員会にお願いしたいということは、今、高校のほうでは各専門家というか、そういった方をお招きして講演とかをされているのですが、できれば、こういった保健師などを出前派遣して、そういった講義というか、説明会なりをして、なるべく与論の方がこういった保健師とか、そういった職につけるような形を教育委員会としても、手助けをしながら連携をしていただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。そう言われるだろうと思って持っていました。留学生を受け入れる中でお話ができればと持ってきたのですが、今おっしゃるように与論の将来のために、与論の持っている課題が何であるかという

ことを子供たちに中学時代から感じてもらうように、前年度の校長先生と、これを読み合わせしまして、島に戻ってくるために、何を学びにあなたは島を出るかというタイトルで、島の課題をわからせるという取り組みもキャリア教育の中で進めてほしいということで、子供たちにも意識付けをするようにしています。そういう意味で、今、川村議員がおっしゃられたことは、職業講話というところがございます。

うちの社会教育主事も呼ばれて行っていますので、その分野を与論の課題に向けた職業の講話を入れていくことによって、子供たちに意図を持って外に出る。また戻ってこようとする意識を高められればと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ふるさと留学制度とか、それとあわせながら進めていただければありがたいなと思っています。

続きまして、質問事項の2つ目に移りたいと思います。

道路周辺の整備についてですが、これは議会報告会でも、伐採した草木と土砂の処理についての意見等が出されています。というのは、伐採した草木とか、土砂を混ぜて重機でもって1カ所に落とすと、その地権者は、それをどうするかといったら、手やスコップでは間に合わないものだから、重機でやらなければいけない、どうしてくれるんだと。こういった苦情があちこちで出ているのです。私のほうも島中を回って、どうなっているかというのを見て回りました。やはり1カ所に重機でペイですか、そういうのを使って、そのまま地権者のは場内、そういう所に置いてある。

とにかく人力ではできないのです。やはり重機を持ってきてしなければいけないような状況になっています。もちろん重機を使うとなれば借りてきてやらないといけません。本当に負担なのです。ですから、周辺を清掃してもらえるのはありがたいのですが、それは逆に1つの町民に対しての負担になっていると、こういったものが苦情に出ていますので、なかなか自分たちからは執行部に対しては言えないと、これを言ってほしいということなのです。

せっかく掃除をしていただいているのですから、その地権者も言いにくい、こういったのが現状ですから、その点をなるべく考慮しながら清掃をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） 今、建設課でも一番困っているのが、草木と清掃で出た廃棄物の廃棄場所に、一番困っています。建設課のほうでも民間の土地を借り上げ

て、これは工事等で発生する石や砂利、残土を仮置きする土地を借り上げて、その一角に伐採等で発生しました草木等を廃棄場所として利用しているのですが、草木も、今、町道路線だけでも214路線、総延長にしまして144キロメートルございますので、その道路から出てくる量というのは、すごい量です。

すぐ場所も埋まってしまい、なかなか処理が進まないというところもございまして、それぞれ地主の方に御理解をいただきながら、そこに置かせてもらっているのが現状です。できましたら、そういう場所がないかということで、今、職員のほうで検討をしているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） できれば木とか、そういったのはラブセンターに持ち込むとか、あと1箇所にまとめるのではなくても、伐採したものはそこに、県道のほうもそうなのですが、1箇所にまとめるのではなくて、それを伐採したところに戻すと、こういった形をすれば人力で処理が、地権者のほうはできると思うのですが、重機で一括でやれると、人力ではなかなか処理できないということで、こういった苦情が出ていているのですから、従来どおり1箇所にまとめるのではなくて、伐採したものは、そこに人力でできるようにしていただければということのようです。

ですから、そういったのを踏まえながら、土砂については、置き場所があれば一番助かるなとは思っています。

もちろん畠から流れ出たものばかりではなくて、いろいろな運搬車から漏れたのも出ているのではないかと思われますので、その点を今後検討し、処理をしていただければありがたいなと思います。

次に、2点目に植栽についてですが、先ほど沖野議員、町議員からも花の問題とか出ていましたが、私のほうとしては、全国では桜並木とかイチョウ並木とかフクギ並木とか、そういったものが、地域に根ざした独自な景観をつくって、こういったのが話題になっています。桜とかイチョウとかは、季節限定ではありますが、そういったものが、やはり観光の名所になっていたりとかしますので、私のほうとしては、できればそういったものにポイントを置きながら、そういったものを植栽してみてはいかがなものかなということで、これを取り上げました。

もちろん、ガジュマルとか、枝が咲き誇るものだと処理に困りますので、なるべくだったら、そういった手間がかからないヤシ並木もよろしいでしょうし、フクギもよろしいでしょうし、そういったものが与論独自の景観をつくれるものができるば、1つの観光のアピールにもなるかと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

もちろんヨロンマラソンとかもありますので、そういった環境の中で走るのもい

いのではないかと思っていますので、その点をお願いしておきたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。道路の側への植栽のことだけ考えていました、並木という発想がございませんでした。本当に申しわけなかったと思います。

考えてみると、昔、大金久のところでモクマオウが両方に生えていて、そういうきれいな並木があったなと思います。

与論の場合、本当に両方とも植えられる所というのが限られている気がしますし、また風の向きもあって、なかなか生えないこともあったりして、難しい点もあるかと思いますが、できましたら、そういうハイビスカスの並木とか、そういう並木が大金久のほうでも、片方はフクギは植えていますので、あと片方に並木ができればいいなと思います。

場所を探しながら、そういう取り組みもやっていければいいなと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 樹木だけではなくて、アジサイ通りとかもありますので、そういうのを限定しながら、花と木を織りませながら、景観づくりをしていただければ一番ありがたいなと思います。ひとつ取り組みのほうをよろしくお願いします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月11日本会議（議案審議）であります。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時02分

# 平成 29 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 29 年 1 月 11 日

平成29年第4回与論町議会定例会会議録  
平成29年12月11日（月曜日）午前8時58分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 議案第49号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
第2 議案第50号 与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例  
第3 議案第51号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）  
第4 議案第52号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
第5 議案第53号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
第6 議案第54号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第7 議案第55号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
第8 議案第56号 平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）  
第9 議案第57号 与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について

2 出席議員（10人）

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 遠山勝也君 | 2番 沖野一雄君   |
| 3番 川村武俊君 | 4番 林敏治君    |
| 5番 高田豊繁君 | 6番 町俊策君    |
| 7番 大田英勝君 | 8番 野口靖夫君   |
| 9番 林隆壽君  | 10番 福地元一郎君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 町長 山元宗君           | 副町長 久留満博君    |
| 教育長 町岡光弘君         | 総務企画課長 沖島範幸君 |
| 会計管理者兼会計課長 武東真奈美君 | 税務課長 徳田康悦君   |
| 町民福祉課長 田畠文成君      | 環境課長 田畠博徳君   |
| 農業委員会事務局長 野口芳徳君   | 産業振興課長 町島実和君 |
| 商工観光課長 山下哲博君      | 建設課長 大角周治君   |

教育委員会事務局長 田 畑 豊 範 君 教育委員会生涯学習課長 山 下 一 也 君  
水道課長 竹 田 平一郎 君 与論こども園長 富 千加代 君  
茶花こども園長 阿 多 とみ子 君 那間こども園長 池 畑 あけみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川 上 嘉 久 君 書 記 喜 村 一 隆 君

開議 午前8時58分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 金曜日に引き続き、茶花小学校6年生の皆さんが傍聴に来てくださいました。生徒の皆さんには議会を見ていただき、将来は与論町を背負って立つような方になっていただきたいと思います。

それでは早速、始めたいと思います。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、日程第2の議案については、総務厚生文教常任委員会に付託しますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

#### 日程第1 議案第49号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第49号「与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

議案第49号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成19年4月1日に学校教育法が一部改正され、平成25年4月1日に、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改題、改正されたことに伴い、条例を一部改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第2 議案第50号 与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第2、議案第50号「与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第50号、与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

高校を卒業し、進学するため、島を離れる子供たちへの修学支援として、大学及び大学院並びに各種学校、専修学校に在学している者について、奨学金の月額「3万円」を「4万円」に増額するための改正であります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第51号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（福地元一郎君） 日程第3、議案第51号「平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第51号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財産収入利子及び配当金1106万7000円、繰入金の財政調整基金繰入金219万9000円、諸収入の雑入1258万2000円などを増額し、使用料及び手数料の衛生手数料800万円、県支出金の農林水産業費県補助金300万円などを減額計上しております。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費の地域インターネット基盤整備事業費277万円、民生費の与論こども園費210万9000円、農林水産業費の堆肥センター運営費439万4000円、消防費の消防施設費205万2000円、教育費の多目的運動広場整備事業費250万円などを増額計上し、農林水産業費の担い手育成対策事業費300万円などを減額計上しております。

歳入歳出予算に、それぞれ1726万5000円を追加し、一般会計予算総額47億3474万6000円となっております。

御審議され、議決していただきますよう、お願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、歳入にかかわることですが、6ページと8ページから質問をさせていただきたいと思います。

6ページの債務負担行為、これについての計画、実施予定月日あたりをどう考えておられるか、そこの中身を御説明願いたい。

まず一問一答でいきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

この債務負担行為については、今回用地の購入を計画しています。平成29年度で。本年度事業認定を行うということで、この債務負担行為の承認をいただかないと書類として提出できないということで、今回提案として出しております。

実施年度につきましては、31年度に駐車場の整備事業、金額が3925万円ということで計画しています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 次は、先ほど町長の趣旨説明の中にもありました、8ページに財産収入とか諸収入の収入が見込まれておりますが、この件をちょっと詳しく、大体財産収入が1000万円強ですね。そして、諸収入は1億3100万円ということですが、この中身を御説明願いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 歳入の主な内容を御説明いたします。

まず、11ページの財産収入、これにつきましては、日本エアコンピューターの配当金です。平成24年が641万2000円だったのですが、それ以降、徐々に平成29年度まで少しづつ上昇してきておりまして、今回29年度が1106万7360円です。

それから、財産収入で不動産の売払収入、これは里道の払い下げ。それから、次に大きいのが財調から今回の不足分の繰入金、あとは衛生手数料が800万円落ちているようですが、この分が雑入のその他雑入ということで組み替えて、11ページになりますが、雑入のその他雑入1031万2000円、これはごみ指定袋収入ということで組み替えていきます。

それから、一般単独災害復旧事業債、国事業債、これについては、今回の台風で光ファイバーが被災したということで、130万円の起債の増が主な内容となっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 先ほどは失礼しました。もう1度質問します。

財産収入は補正額が1136万2000円ということと、諸収入が1258万2000円ということで、改めて、質問させていただきたいと思います。

そこで私がお聞きしたいのは、日本エアコミューターからの配当金が、これだけ伸びたということは、皆さん執行部においては、これはいいことであるのです、間違いないなく、我々もいいことだと思っている。

だから、今後ですよ、こういうことが続いた場合、この間、金曜日に大田議員から日本エアコミューターの機体数の半減問題、新規導入問題とか、いろいろ一般質問がありました。そういう中で、本当に自信を持って大丈夫かということで、この間、町長は御答弁されたのですが、これはやっぱりある程度、これだけの実績があった場合に我々は一括交付金あたりで、奄美群島出身の人たちの運賃の助成をしているのです。そういうことになりましたら、エアコミューターとしては、今現在はドル箱路線ではあるのです。これをいいチャンスと見て、もしも路線の廃止となってしまった場合は、これをある程度力強く押していく材料になるのではないかと私は思いますが、町長はどう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） ありがとうございます。実は、先日も商工観光課の職員を伴つて、日本エアコミューターに訪問いたしまして、いろいろとお話を伺ったのですが、「既存の与論路線を不便にするようなことはない」と、とにかく乗客が減っても、座席数を減らすようなことはしないというお話をいただいたて、大変ありがたく思って帰ってきたところです。

今後も、そういうふうなことを要望を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） もう1点、先ほど言いました諸収入についてです。諸収入の内訳は補正額が1200万円ぐらいあります。そうなりましたら、その中で、他の雑入ということで、これが結構大きいのです。1000万円ぐらいあります。この中身がわからないのです。その他を足していくても、わからないもので、何を指しているのですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） これは10ページの款の12、使用料及び手数料です。ごみ処理手数料、これを800万円落としてございます。これは有料ごみ袋代を含む

ごみ処理手数料でありまして、その他の雑入に1000万円を超える雑入として組み替えてございます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） だから、何で組み替える必要があるかということを聞いていますので、私は。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） これは会計と話し合いをもちまして、純粋な手数料は雑入に入れるべきだという見解がございましたので、そのようにしました。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 会計課長、なぜあなたはそういうことを言ったのですか。

○議長（福地元一郎君） 武東会計課長。

○会計管理者兼会計課長（武東真奈美君） 当初予算の時に、純粋な手数料と、ごみ袋代と一緒に合算した金額を当初予算で手数料に組んでいたものですから、それはおかしいのではないかということで、環境課と相談しまして、純粋な手数料と袋代を別に歳入を組み替えるようにという指導をいたしました。その結果です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） あなたの説明はわかるけれども、あまり変わりはないですね、聞いた話と。ほとんど変えなくてもいいような状態だけど、それはいいことです。別に悪いことではありません。

せっかくの機会だから、武東課長も、こういうところで答弁してもらったほうがいいのではないかという気持ちで今質問したのです。

それでは、27ページに移りたいと思います。

この補正額は、多目的運動広場の完成祝いの費用だと思うのですが、教育委員会として、これだけの施設をつくった以上は、少し大島郡、あるいは鹿児島県内の市町村にPRできるぐらいの大々的な広報をしていったほうが、この多目的運動広場の活用に資するのではないかと私は思うのです。

だから、奄美市ではキャンプ場として、野球チームを誘致していますね、ここはサッカーなのですが、それと同じように、ある程度PR活動を、我々は所管事務調査で奄美に行ったのです。その現場に行って、どういう方法で施設を全国的に広報しているかという、生かす方法を所管事務調査で調べてみたのですが、やはりなんと言っても宣伝力です。

これだけの施設を整えた以上は、力いっぱい宣伝をしなければならないのではないかと思います。

予算が少ないという意味ではないのですが、少ない財源で最大の効果を上げるの

が、我々の与論島の目標ですから、それは別に問題ありません。ただ申し上げたいことは、先ほど申し上げましたように、力強い宣伝、広報活動が大事ではないかということで、生かすためにもですよ。その点に関して教育長から、どう思っておられるのか考え方を聞いてみます。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） ありがとうございます。お答えいたしたいと思います。

今、野口議員がおっしゃったとおりでございまして、つくるのはついた、でも一人も合宿にも来ない、自主トレにも来ないようでは何億というお金を使わせていただいた以上、後々のことのほうが一番大事じゃないかと思っています。

今、私どものほうで計画をしているのが、もちろんお金を出すとは言っていません。と申しますのは、川淵三郎最高顧問の御夫妻をはじめ、東京ヴェルディーの社長さんとはアポは取っています。ただ、予算について、こちらから招待のお金を出しますよとは言っていません。これは議会が済んだ後に交渉として、私どものほうで自分たちで来てもらうのに、それからJFAニュースという専門の冊子の取材、そして、地方創生で日テレ・ベレーザチームが来る予定になっていますので、それに対するフォロー等々、そういうようなお金を使いながら有効に、今後また与論に誘客をしてくれるであろう方々とのコンタクトを密にして、すばらしいこけら落としができれば考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に教育長にお伺いします。ただいま局長から答弁がありましたが、私は、これだけの施設と、これだけ財政が厳しい中でお金を投資して、この施設をつくりました。そのためには、これを生かすにはどうすればいいかということを常に考えなければならないと思います。生かすためには、まず宣伝なのです。広告なのです。

そして、我が与論町の未来を担う子供たちがサッカーに、親もですよ、もちろん。サッカーに対する情熱、理解心がなければ、これは絵に描いた餅みたいなものです。そうならないためにも、やはり執行部の担当者である教育長が、どういうことを考えて、この施設を有効活用していくかという、方針がなければ絵に描いた餅になると思います。今後の方針について、利活用に対する方針、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。先ほど事務局長からもありました

が、基本的には与論の子供たちに、すばらしい球技場としての活用を図るということ。

2つ目には、地域の人たちに十分活用していただくということ。そして、大島地区に初めてですので、このあたりを大島地区のサッカー、グラウンドゴルフもできるということですので、多目的に活用してもらうという、まず実際に年間の稼動を大事にすること。

3つ目にPRということ、とても大切なことで、先般もありましたが、ふるさと留学生においても、そういうようなことの関連がありますので、観光協会。そして私たちの教育委員会の活動、それから与論町のWeb公開、そういったものともあわせて、それから、それぞれの課長、局長の出張等においても、与論会、先ほどの専門的なサッカーのメンバー。それから、東十条の昨年訪問した時には北区のほうで、このサッカー交流ができないだろうかということも話題にしてまいりました。

申し上げたいことは、大きなお金をかけることは難しいので、草の根的に動く時に意図的、計画的に各課を連携しながら、PRをしていきたい。

また、現実に使っている子供たちや地域の人、あるいは地区のメンバーの声をSNSで取り上げてもらうようなPRをしていきたいと考えています。大型プロジェクトで立ち上げた関係上、大事に活用が続ければるように考えていきたいと思います。

また、お知恵もいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

9番。

○9番（林 隆壽君） 2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

15ページの民生費、社会福祉総務費の中の町立こども園統廃合検討委員会の予算が出ていますが、先日、高田議員から一般質問がございましたが、もう少し統廃合検討委員会の委員会構成なり、いつからこれを始めるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） お答えいたします。

先だって一般質問の中でもお答えしたのですが、確かに各こども園の老朽化、また私立こども園の増改築等々を鑑みまして統廃合に向けて動いたほうがいいのではないかという御意見もございまして、今現在、庁舎内での準備委員会を1回開催いたしました、もう少し準備委員会の中で検討しながら、そのメンバーにつきましては、まだ検討段階でございまして、実際の検討委員会というのは、準備委員会の中でいろいろ検討中でございます。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） この統廃合検討委員会というのは、廃止をすることを前提とした委員会ですよね。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 統廃合ということで、1つにする。あるいはまた2つにしたりといった方向性を考えているところでございまして、公立をなくすということではなくて、統合をしたほうが、いろいろなコスト面、合理化等々、効率的な運営ができるのではないかということを含めた考えです。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 確かに現在、子供の人数が減ってきてる現状の中で、こういうことも真剣に討議しなければいけない時期にきてるのかなと思いますが、この統廃合という名称が、ややもすると町民の方々に、子ども園を減らすのではないかという疑念を持たれないような委員会側の進め方をしていただきたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 私から2点ほどお伺いします。

24ページの消防費のところで、防火行政ラジオ205万2000円、いろいろな機能を持っていると思いますが、この中身を教えてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これにつきましては、現在使用しているラジオがあまりにも不具合とか、全く使えないということで、在庫等もあったのですが、それが尽きてきたということで、今の機能を持ったラジオを200台追加して、一台約9,000円程度ですが、その追加の予算ということです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 26ページの教育費の中のパナウル少年の船、これが57万4000円の減になっています。これは人数の減なのか、それとも何人ぐらい参加しているのか、中身の具体的な説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。

パナウル少年の船は、例年18名から22名、小中学生を引率して、今回国頭村の予定だったのですが、台風21号の関係で船がこないということで、取りやめになっています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） このことについては、私は極めて重要な大事な事業であると

思っていますので、ぜひ今後もたくさんの方々をお願いして、ぜひ供給をしていただきたいという要望でございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

2番。

○2番（沖野一雄君） まず最初は6ページの債務負担行為についてですが、野口議員のほうから質問があったことに対して説明はありました。それを聞いていて、ちょっと疑問に思ったことがあります。要するに、駐車場整備事業、これは用地購入に関わることだということで、29年度に契約をするわけですね。

そうすると、期間は平成29年度から31年度とすべきではないですか。要するに、29年度中に用地購入の契約をするのですから、期間は平成29年度から31年度とすべきだと思うのですが、なぜ期間は「平成31年度」とだけ書いてあるのか。

期間も限度額も契約にかかる期間を書くべきだし、限度額もそのトータルを、総合計、要するに限度額を書くようになっていると思うのですが、ここは疑問に思うのですが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 用地の購入につきましては、29年度の予算で計上済みです。これにつきましては、31年度の工事についての金額です。

ということで、事業認定をする際に、この工事が約束されているか、議会の承認を受けているかという内容を求められている関係から、今回提案したところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 確認すると、用地購入については、既に平成29年度の今年度予算で予算計上されていて、契約も当年度で完結するという形で、工事だけが平成31年度にあると。例えば、中途の平成30年度には、工事費にかかるものは全くなくて、契約にかかわることの内容が出てこなくて、平成31年度だけに工事費がかかってくるということで、その契約も今のうちにしなくてはいけないからということで、債務負担行為に入っているという意味ですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御指摘のとおりです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） はい、わかりました。

次に、14ページ、細かいことなのですが、議決科目は通常、款と項、そして目、節は、執行科目といわれて、用語の統一といいますか。例えば、見ていただき

ますと、14ページの戸籍住民基本台帳費の右端の節のところ、19節、負担金、補助及び交付金のところの右側のほうに、一番のほうですが、社会保障・税番号システム改修費補助金、ここで補助金となっています。その下の15ページの社会福祉費の中の19節のその他の負担金、幼児教育のうんぬんとなっていて、システム改修負担金となっていて、その下もまた国民年金法に基づくうんぬんとあって、幼児教育の段階的無償化の推進に係るシステム改修負担金、その下の社会保障・税番号システム改修負担金。

それから、次のページ、16ページも社会保障・税番号システム負担金、その上の介護報酬改定等に伴うシステム改修負担金という表現を使っていて、14ページの戸籍住民基本台帳費のところだけ補助金という言葉を使っているのだけれども、ここは負担金と直すか、あるいは何か別の意味があるのですか。正確にいうと負担金と補助金と交付金というのは、本当は使い分けをしなくてはいけないはずなのですが、ひとくくりで節の説明の中では、その他の負担金という大きな項目、これは電算処理上の会計上の文言だと思うのですが、それはいいとして。この補助金、負担金という言葉はしっかり使い分けたほうがいいのではないか、統一するか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） すみません。私も今、御指摘を受けまして気づきました。確かに、これは各業務におきまして、マイナンバー等の税番号、いろいろな導入システムがあるものですから、そういったところで各担当で入力をしているものなのですが、字句等、確認させていただきたいと思います。記載ミスだと思われます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） そこはしっかりお願いします。

最後に21ページの農業費の中の担い手育成対策事業費、負担金、補助及び交付金のところの農業次世代人材投資資金というのがあります。300万円減額になっています。減額になったから対象になる人数が減ったとか、そういうことだと思うのですが、これはおそらく当初予算書を見てみたら、青年就農給付金のことかなと思ったのですが、途中で名称が変わったのか、青年就農給付金というと、ここには出てこないのですが、農業次世代人材投資資金というのは一緒なのか。その違いと、どういうことで300万円減額になって、この大事な担い手育成の事業費が減ったのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の質問にお答えいたします。

まずははじめに、29年度で国の名称が変更になったために、このような言葉に変えさせていただきました。

それと、今年度の当初予算を組む段階で何人かの新規就農者の方からの声がございまして、予算を組んでおりましたけれども、その方が、そういったのを使わずに自分ですることになった関係で今回減額をすることに決定いたしました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） はい、わかりました。

それでは、ちなみに農業後継者の最近の動向はどうですか。減っているのか増えているのか。対象は若い人たちだと思うのですが、非常に重要なことだと思うのですが、若い人たちが増えつつあるのか、あるいは横ばいなのか、そのあたりを少しお聞かせいただければ。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

現在の若手の農業者関係は、横ばい状態です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 私のほうから1点だけ、21ページ、堆肥センターの運営費の中で、電気料2万5000円とありますが、これはラブセンターの電気料も含まれていますか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

これは堆肥センターだけの分です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 聞いた話なのですが、ラブセンターの電気料が今の作業上不足しているために、追いついていかないという話を聞いたのですが、この辺は確認とれていますか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） ラブセンターの関係は、4款の清掃費の中の6の資源循環施設運営費のほうでみている関係で、需用費のところでは消耗品だけしか組んでいませんが、電気代は前回でちゃんと見積りをしている関係で、今回は補正はございません。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 1点だけお願ひいたします。

25ページの教育費の中で、3小学校の修繕費が組まれているようですが、あまり細かいところまでは必要ないとは思うのですが、今日は特別に。修繕費の中身がわかるようであれば、各学校ごとに。できれば茶花小は特に詳しく、よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 大きな数字は確実に押されてきたつもりだったのですが、10万6000円を指摘されるとは思ってなくて、今、私どものほうで把握をしているのは、扇風機の修繕料等々だと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 細かいことですが、20ページの資源循環化施設運営費のチップ機借上料ですが、金額は別といたしまして、このチップ機というのは、これまで入っていた機械と全く一緒ですか。

それと、大金久で商工観光課がモクマオウのチップをつくっていますよね、あの程度の粒径を予定されているか、そこら辺の内容がわかる範囲内でいいのですで説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

まず、このチップ機というのが、今ラブセンター、敷料化センターで行っている機械は、もみすり機で、チップ状に碎くやつではない機械が入っています。そのために、大きな材料を入れると、最近不具合が生じてきています、それをもう少し10センチ角とかの材料を入れるよりは、チップ材を入れたほうがチップとして細かく碎いたものを入れたほうが機械の寿命がいいということもございまして、業者さんのほうで持っているやつを今それを借り入れる形でやっています。

また、先ほどのもう1点の大金久でやっていた機械よりも、1ランク小さい、チップのほうももう少し小さいやつでやっています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そうしますと出来上がった、説明のあった大金久で処理したものは少しうまくいっているのは、畜産農家では用途的には需用はあるのですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） はい、そのチップ材を農家に搬出することではなく

て、あくまでもチップにしたやつを今度はもう1回もみすり機のほうに入れて、今までと同様な品物を提供するという形にしています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） さらにお伺いしますが、もみすり機までかけなくても、このチップで粗仕上げ、粗圧搾した分についても、そのままの状態で出荷することは可能ですか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の質問なのですが、多分今のチップ状態のままで使用するということになりますと、堆肥の分については、少し不具合が生じるかと思いますが、園芸作農家、または果樹振興農家では、結構敷料として使えるのではないかと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 大変すばらしい計画だと思います。

それから、その次の堆肥センターのミニホイールローダは、これは追加配備になりますか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） ここ何年か、だいぶ老朽化していまして、修繕費がものすごくかかるということで、今回改めて交換するための機材です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） というと、新旧の入れ替えということですね、わかりました。

その次、24ページの千迫線の測量設計委託料100万円減額となっていますが、これは事業予定をはずすということではないでしょうね、そこの確認です。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） 今の御質問にお答えします。

入札執行の結果、執行残が出ましたので、その分を減額補正するということです。もう既に発注をしています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） はい、よくわかりました。よろしくお願ひします。

それから、25ページの小中学校関係の修繕料についてですが、29年度の場合期間がないということもあって、こういった金額の修繕料になるのでしょうか、後日また、私たちの委員会のほうで各学校を訪問した結果について要望事項とか、そういうのもございますので、29年度で不足の30年度以降については、厳密に学

校側の施設等も配慮していただいて、予算措置をしていただくよう要請したいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第52号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議案第52号「平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第52号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので、国民健康保険税26万3000円を増額、県特別調整交付金を48万5000円減額、一般会計繰入金を8万1000円増額計

上しています。

歳出の主なものでは、総務管理費 75万4000円増額、保健事業費 89万5000円減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 2点について質問いたします。

まず第1点は、この数字を質問するのではなくて、県の支出金が大体90万円ぐらい減額になっています。そして、さらに7ページを見ますと、心の健康づくり事業ということで、補助員賃金の減額が90万円ぐらいなされています。

こうなりますと、この関連性についての説明と、そして、なぜ心の健康づくり事業で補助賃金が90万円減額されたのか、その相関関係でも、単独でもよろしいし、その辺について御説明願いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今、御質問がございました件につきまして、心の健康づくり事業の中で、精神保健の専門の臨時職員を雇用していたのですが、都合によりまして退職されたものですから、その分を減額させていただいている。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 要は、辞めたから賃金が要らないから減額したと、私がお聞きしたいのは、これが心配で質問しているのです。心のケアをされる人がいなくなつたから、される人のはうもいなくなつたから減額したのか。今の課長の説明では、補助員がいなくなつたから減額したという説明なのですが、そしたら、その人が辞めたらどうなるのですか。ケアされる人は、そのままほっておくのですか、どうですか、そこら辺は、そこを聞いているのです。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 精神保健福祉士というのは、非常に専門性のある貴重な資格なのですが、その方が辞めたのは大変残念なことではあるのですが、もうひとり方、資格はお持ちではないのですが、臨時職員として一緒になって心のケアと申しますか、正職員保健師と一緒にになって、心のケアということで取り組んでいる職員がいますので、今のところそういう方と一緒に、事業を縮小するということではなくて、今いる体制でやっている状況です。

また、今後もし、そういう専門的な方がいらっしゃるのであれば、できればお願

いしたいところですが、専門的な職なものですから、なかなか見つからないのが現状です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 先ほど、いちばん最初に質問しました県の支出金が48万5000円減額されていますと、まず申し上げました。それでもって減額されているということは、補助賃金の90万円の減額と相関関係があるのかということも言いました。

そして、今の課長の説明によりますと、補助賃金の専門性がある職員が辞めたため、要らなくなったからカットしたという説明でした。

ケアをされる人がおられるから予算を計上したのでしょう。そのケアされる人は置いておくのですかということが、まず1点です。これが一番重要です。

私は、今2つの点について質問したのです。

1つは、相関関係があるのか。県の支出金が減ったのは、この補助賃金が減額されたから要らなくなったから減額で返したということなのかどうかということが、まず1点。

もう1つは、そのまま放っておくのですかということの質問です。それに対しては、答えてないです。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 大変恐縮なのですが、県の補助金の関係性につきましては、ちょっと勉強不足で私もお答えしづらいのですが、メンタルヘルス計画に位置づけられた保健事業がマイナス30万円となっていますが、心の健康づくりにつきましても、メンタルヘルス計画につきましても、県の補助金等々で実施している事業なですから、そういう中で当初の計画よりも、実績をあげていく中で集積を加えたものと思っています。

決して、事業を縮小していくということではないのですが、実際当初あげたものの中から実績を鑑みながら調整をしてきたものと考えていて、その点、担当のほうとも後もって確認してみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私に大変申しわけないですと言わなくていいです。私は、ただ質問しただけだから、申しわけないのは、ケアをされる人です。

ケアする人がいなくなったのですから、それに対して申しわけないと言わなくてはいけないでしょう。それをカバーするのは、どうしますかということを今聞いているのですが、後で考えるということですので、前向きに考えてください。それを別に、しつこく質問するわけではないです。

そこで、ついでに質問しますが、先ほどの町長の説明にもありました、保険税が少し上がってきた。増額してきた。増額補正だということも言われました。

どうですか、保険税の徴収率は伸びていますか。そこら辺をお聞きしてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君） 今、本当にありがたいことに、大きな台風がなかったこと。また、畜産のほうがすごく伸びてきたこと等々もありまして、税務課としても大変努力をされていまして、以前は滞納に対する強い踏み込みとまでは、この小さな島では難しかったのですが、最近は、そういった厳しい中でも踏み込みながら実施している中で、かなり徴収率が上がってきていると思っています。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第5 議案第53号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第53号「平成29年度与論町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第53号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので後期高齢者医療保険料318万3000円、諸収入9万円をそれぞれ増額計上しています。

歳出の主なもので、後期高齢者医療広域連合納付金318万3000円、諸支出金9万円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第54号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算

(第2号)

○議長（福地元一郎君）　日程第6、議案第54号「平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山元宗君）　議案第54号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので繰入金28万5000円を増額。

歳出の主なもので、一般管理費26万3000円、諸支出金2万2000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君）　ちょっと細かいのですが、1ページの総則のところ、言葉の使い方なのですが、基本的な部分で申しねげないのですが、「第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万5000円を増額し」となっています。この「増額し」という言葉は、説明する場合の言葉の使い方としては間違っていないのですが、地方自治法の施行規則の第14条に、そういう細かい様式、予算書をつくるときの様式が決まっているのです。その中で、他の一般会計とか、他の事業会計、特別会計を見ていただければわかりますが、「追加し」という言葉を使っています。増やす場合はですね。

ですから、ここは「増額し」ではなくて「追加し」という言葉を使ってください。他の会計との統一の問題もありますので、ちょっと細かいのですが、その点の確認をお願いします。

総務企画課長でもよろしいですし、田畠課長でもよろしいです。

○議長（福地元一郎君）　田畠町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畠文成君）　こちらの担当のほうと職員とも、いろいろ勉強して修正をしていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第55号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第55号「平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 議案第55号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ30万9000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3267万8000円としています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） この農業集落排水についても、先ほどの介護保険と同じように、ちょっと細かいのですが、総則の第1ページのところ、第1条うんぬんとあつ

て、「30万9000円増額し」となっています。これは「30万9000円を」と、「を」という言葉も入れてください。「を追加し、」増額ということではなくて、他の会計も統一して「追加し」と統一したほうがきれいだし、また、総務省の示した地方財務実務提要とか、そういうのを見ればわかりますが、その中にちゃんと「追加し」という言葉、「を追加し」という言葉が一応標準になってますので、そちらのほうに統一をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） ありがとうございます。そのように訂正いたしまして、担当のほうと協議いたします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） すみません。うるさくて申しわけないのですが、今度は訂正ではなくて、非常に大事なところ、一般質問までしてもしようがないのですが、6ページのいちばん最後のところ、他会計繰入金ということで、一般会計から30万9000円増額になって、トータルとして1738万5000円という金額が一般会計から繰り入れるのですが、大事なことは赤字分の補填という部分がかなり大きな金額になろうかと思いますが、要するに、集落排水の未収金をしっかり取ることによって一般会計からの繰り入れを減らすことはできますので、そのあたりをしっかり、何度かこれまで聞いてきたことですが、こここの部分を町長から考え方を確認する意味で、未収金の徴収、一般会計からの繰り出しをできるだけ少なくできるように、そういういたつ努力について決意をお聞きしたいのですが。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） ありがとうございます。この未収金につきましては、大口の方々の未収金が多く含まれているのではないかと思います。今現在、内地にいる方にも集金につきまして、取り立てをお願いをしているのですが、なかなかそれが思うように運んでないというのもあるのではないかなと思います。

一般の家庭につきましては、水道の停止をしたり、いろいろな方向で集金を一生懸命頑張ってもらっているのですが、今後もそういうふうに町の財産ですので、努力していきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第56号 平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第56号「平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第56号、平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

平成29年度人事院勧告に伴う給与改定による職員給与費等の不足額を計上するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 耳にちょっと痛いかもしれません、この水道事業会計、地方公営企業ということで、一般会計とか他の事業会計と違って、発生主義、複式簿記の形式をとっているので、非常にわかりにくいのですが、その中で、私のわかる範囲で、にわか勉強で、私もあり詳しくないのですが、いろいろ調べて疑問点がいくつかあるのですが、水道課長に説明いただきながら勉強したいと思います。

まず、開けて1ページ目の収入、支出とあって「既定予定額」、そして「補正予定額」という言葉を使っています。「既定予定額」既に定まった予定額、ところが

3ページ、4ページ目にいくと、今度は「既決」という言葉を使っています。

「既決予定額」、ここは調べてみたら「既決」の間違いではないか、あるいは、そのように訂正すべきではないかと思うのですが、非常に基本的なところで申しわけないのですが、おそらく「既決」だと思うのです。要するに、既に議決された、あるいは決議されたという意味で「既決予定額」というふうに「既決」という言葉を使うべきだと思うのですが、水道課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 私も、あまり詳しくないので、大変申しわけないので、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ここは、私も詳しくないものですから自信を持って申し上げられないのですが、おそらく「既決」の間違いだと思いますので、しっかり県庁の町村課あたりと相談しながら、予算の様式というのは、地方公営企業法の施行規則に決まっているみたいですので、しっかり確認をとっていただいて、県庁で実務の詳しい人がいなければ、鹿児島市の水道局でもよろしいでしょうし、奄美市の水道局なのかわかりませんが、水道部でもよろしいでしょうし、確認をとっていただいて、こういうところは直していただければと思います。

それと、もう1点、ちょっとこれはどうかなと思うのですが、勉強のためにぜひ調べていただきたいことがあります。

今、1ページ目、2ページ目ときて、そして、3ページ目、4ページ目、5ページ、6ページとありますが、1ページ、2ページと3ページ、4ページを比べていただければわかりますが、様式の計上の仕方です。

例えば、資本的収入及び支出となっていて、支出の部、款・項・目、それぞれ文言と金額が出てきます。結局、まず1ページ目の第2条のところで、収入と支出それぞれ収益的収入とか、資本的支出とかのところで、収入支出ごとに数字と文言が出てきますが、第1款から目まで、第1款第1項第1目、中身はちょっと様式が違うだけで、角度が変わるだけで全く一緒なのです。要するに、款・項・目ごとに文言と金額が載っている。

私が言いたいのは、1ページと2ページ目があれば、3ページ目と4ページは要らないというふうに見えるのです。全く同じ中身ですから。

そして、5ページ、6ページになると、しっかり他の一般会計の予算書を見ていただければわかりますが、事項別明細書というのがありますよね、目と節で説明するのですが。この事項別明細に代わるものとして、これがあると思うのですが、5ページ、6ページは細かく、款・項・目・節まで説明を付けて、しっかり細かいと

ころが出てくるということで、私が見ると 1 ページと 2 ページと、5 ページと 6 ページがあれば、ここは足りるのではないかと思うのです。

3 ページと 4 ページは、全く 1 ページと 2 ページに重なるような様式になっているのですが、もしかすると、公営企業法の施行規則の中で決まっていて、決算をくるときに、損益計算書とか貸借対照表、バランスシートをつくるために、このような様式になっているのかもしれません。私の勉強不足でわかりませんが、そこを調べていただいて、何か 3 ページ、4 ページのつくっている意味がよくわからないのです。1 ページと 2 ページ目でわかるような内容になっているものですから、そのところの確認をしていただきたいということ。それもやはり県庁の町村課、あるいは鹿児島市の水道局でもよろしいでしょうし、実務に長けた方に確認していただければありがたいのですが、水道課長どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） はい、ありがとうございます。早急に確認いたしまして、次年度から明確にしていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 修正は、これまで、これできているでしょうから、新年度でもしっかりと直していただければ、12 月議会が終われば、次は 3 月議会になりますので、その当初予算で、新しい新年度の予算で修正をしっかりとしていただければいいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 56 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号、平成 29 年度与論町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第57号 与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第57号「与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第57号、与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理期間満了（平成25年度から平成29年度の5年間）に伴い、地方自治法第244条の2第3項及び、与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定により、指定管理予定施設の一括管理業務を行う指定管理者の候補者を公募及び審査し、指定管理団体を決定したことによるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 念のために伺います。指定管理制度、非常にすばらしい制度だと思いますが、期間が来年の4月から平成35年3月まであるのですが、その間、例えば、中央公民館・茶花地区公民館の建て替えの計画があるのかないのか。あるいは、気になっているのは、かなり老朽化が進んでいると思うのですが、危険はないのか、そのあたり、リスクとの関係もあって、ちょっと気になるのですが、計画期間の長さがですね。そのあたりの説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） お答えします。

御承知のとおり、だいぶ老朽化が進んではいるのですが、現在中央公民館・茶花地区公民館が、もしないと考えますと、今、集落の字にあります自治公民館を利用せざるを得なくなってくる状況です。

現在、中央公民館の2階の軒下が、だいぶ風水害で傷んでいますが、そこも危険箇所を考慮しながら、再度見直していくということで、財政のほうとも相談しながら補正に入れて整備を進めていこうという考え方で、今のところ順次行っています。

中央公民館・茶花地区公民館を今のところは、新しく建て直すという計画は長期振興計画にはあるのですが、まずは庁舎の建設からということで、また教育委員会側では給食センターの建て替え等もありますので、そういったことで緊急性のあるものから順次お願いしていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の答弁は、町民が使用する側から考えたときのお話で理解できました。

私が気になるのは、与論町と指定管理の受託側との契約をするのですよね、5年間の間、もし建て替えをしないで、そのままにしていた場合に、例えば途中で事故が起きたとか、壊れたとか、そういうリスクもあるわけですよね。そのあたり、例えば、細かい指定管理契約書の中に、簡単に言えば、例えば10万円未満の補修すべきところが出てきたときには受託をした側が修理をするとか、要するに軽微なものはですね。

あるいは、大きなものは町が責任をもってやるとか、リスクヘッジというか、リスクの役割分担はどうなっているかなというのが非常に気になるのです。古いだけに、いつ壊れても、もしかすると階段がポロッと落ちるかもしない。そういうところが気になるのです。期間が長すぎてという意味ですよ、私が言っているのは。

5年でなくても、例えば2年とかいう単位でやれば、リスクを常に見ながらできると思うのですが、5年という期間で大丈夫かなというのが気になるのです。

あるいは、他の施設で建て替え計画があって、そこに移行するのであればいいのでしょうが、そういう計画も、どうも今の話ではないような感じがするのですが、そのあたりちょっと、危険度との関係ですね、そこをちょっと聞きたいのですが。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃる軽微な修繕等については、運営側のSCのほうで修理をしてもらっている状況です。予算が伴うところにつきまして、町のほうにお願いして修繕等を行っている状況です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 確認の意味で申し上げましたが、要するに、危ない箇所が出てきたり、修繕の箇所が出てきたら、全て町が責任をもって修繕を隨時やって、そ

いう危険が生じないようにするということですね、それだけ確認。

○教育委員会生涯学習課長（山下一也君）　　はい。

○議長（福地元一郎君）　　ほかに質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　　討論なしと認めます。

これから、議案第57号、与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、与論町中央公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君）　　以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月14日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会　午前10時24分

# 平成 29 年第 4 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 29 年 1 月 14 日

平成29年第4回与論町議会定例会会議録  
平成29年12月14日（木曜日）午後2時54分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

第1 議案第49号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
(総務厚生文教常任委員長報告)

第2 議案第50号 与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

第3 議案第58号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第4 議案第59号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第60号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第61号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）

第7 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）

第8 所管事務調査報告（新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会）

第9 議員派遣の件

第10 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君 2番 沖野一雄君

3番 川村武俊君 4番 林敏治君

5番 高田豊繁君 6番 町俊策君

7番 大田英勝君 8番 野口靖夫君

9番 林隆壽君 10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君 副町長 久留満博君

教育長 町岡光弘君 総務企画課長 沖島範幸君

会計管理者兼会計課長 武東真奈美君 税務課長 徳田康悦君

町民福祉課長 田畠文成君 環境課長 田畠博徳君

農業委員会事務局主事補 山野貴之君 産業振興課長 町島実和君

商工観光課長	山 下 哲 博 君	建設課長	大 角 周 治 君
教育委員会事務局長	田 畑 豊 範 君	教育委員会生涯学習課長	山 下 一 也 君
水道課長	竹 田 平一郎 君	与論こども園長	富 千加代 君
茶花こども園長	阿 多 とみ子 君	那間こども園長	池 畑 あけみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川 上 嘉 久 君 書 記 喜 村 一 隆 君

開議 午後2時54分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第49号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第50号 与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第49号「与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」及び日程第2、議案第50号「与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」を一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

5番。

○総務厚生文教常任委員長（高田豊繁君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました議案第49号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例。議案第50号、与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第49号について申し上げます。

本委員会は12月12日、午前9時30分から全委員出席のもと、防災センター1階で開催し、田畠文成町民福祉課長ほか、担当職員の参与のもとに、趣旨説明を求めた上で審査いたしました。

議案第49号については、平成19年4月1日に学校教育法が一部改正され、平成25年4月1日に、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改題・改正されたのに伴い、条例を一部改正するもので、適当であるという結論に至り、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号について申し上げます。

本委員会は12月12日、午前9時から全委員出席のもと、防災センター1階で開催し、田畠豊範教育委員会事務局長、池田憲司学務課長補佐ほか、担当職員の参与のもとに趣旨説明を求めた上で審査いたしました。

議案第50号については、高校を卒業し、進学のため島を離れる子供たちへの修学支援として、大学及び大学院並びに各種学校、専修学校に在学している者について、奨学金の月額3万円を4万円に増額するために条例の一部を改正するもので、適当であるという結論に至り、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

また今後、入学金等一時金対策として、民間の各種教育ローン利用者への借入利息助成の検討、交通遺児やひとり親世帯等、各種の無料または低利息の教育ローン制度の情報収集や相談者、当事者への的確な情報提供とアドバイスが必要であるとの意見があり、当局に対し、積極的に推進するよう求めました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第49号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第50号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、与論町育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第58号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第3、議案第58号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） こんにちは。

それでは、議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成29年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第59号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議案第59号「町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第59号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成29年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第60号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君）　日程第5、議案第60号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君）　議案第60号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、平成29年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第60号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第6 議案第61号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（福地元一郎君）　日程第6、議案第61号「平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君）　議案第61号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）につきましては、ふるさと納税事務に係る一括業務委託、滞納処分に係る裁判手続き費用となっています。

歳入としまして、財政調整基金繰入金275万2000円を計上しています。

次に、歳出としまして、総務費、ふるさと納税推進費224万8000円、総務費、滞納処分費50万4000円を計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ275万2000円を追加し、一般会計予算総額47億3749万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君）　このふるさと納税の一括業務委託という、その中身を説明してください。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　お答えいたします。

従来、寄附者に対する返礼品という形で3割の返礼品を準備してお返ししていたのですが、今回新たな試みとして、航空券のクーポン券。それから船舶も含めてなのですが、それと宿泊業者のクーポン券というのを新たに設定しまして、そういう宿泊業者に関しては、今現在登録されているサイトの運営会社と提携している会社、それから旅行券に関してはJALグループのクーポンを設定しまして、返礼品として、新たな試みとして、島にもっと誘客を図りたいということで、それをそういう運営会社に委託したいということで、計上してございます。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　今、課長の説明によりますと、非常に偏ってくるのではないかと、私は常日頃から思っているのです。同じ会社に偏ってしまって、そのことの恩

恵を受けられない業者が出てくるのです。私は、旅行会社のエージェントから聞いたことがあるのです。このエージェントには、これだけあって、このエージェントには得策がない。そういうことで、観光のクーポン券、運賃というのが偏っていたらよくないと思うのです。宿泊に関しても、くるところには来ますから、来ないとこには来ない。要するに、経済を浮揚させなければいけないのですから、返礼品は。そこら辺を十分検討しておられるかなと思って、今回だけではなくて前から見ていたのです。

なぜこれを質問するかというと、ふるさと納税の寄附金によって島おこしができるチャンスが非常に広がっているのです。鹿児島県内でも大崎町あたりは、これを活用しています。この間の一般質問の中で、町長の答弁にもありましたが、財政と相談して、財政が厳しいのでと答弁しておられました。これは使い方によっては、子供たちの保育の無料化も、診療費、健康保険の足りない分の補填もできるのです。

また、こども園の保育士の先生方の手当改善もできるのです、このふるさと納税制度によって。

今、日本国内、あるいは鹿児島県でも返礼品をどのように使って、経済を浮揚させるか。また、その財源をどう使うかによって、島おこしが非常に融通ができるようになってきているのです。

今、課長の説明を聞いたら、何か無駄づかいのような感じがして、本当に検討し直す必要があるのではないかと思います。

本当ですよ、これはこの間の一般質問でもたくさんの議員の方々から、子供たちの病院にかかる費用とか、無料化とか、いろいろと出ていました。職員の待遇改善とか、そして、町長は財源が無い、金が無いから財源と相談しないとできないと。

今のままでは、国の制度、県の制度が変わらない限り、財源は厳しいですよ。だけど、頭の使い方によっては、ふるさと納税を有効に活用できるということを我々は考えなければいけない時期にきているのではないかと思うのです。

今の課長の説明によると、町長、これはもう一回考え直したほうがいいと思うのです。執行するのは、この予算が議会を通過したとしても、執行するのは皆さんの権限ですから、議会で通過したから絶対使わなければならないということはないのですから、もう一回再検討をして、どうあるべきか、このふるさと納税の寄附金をどうすれば増やせるか。その財源を使って、どうすれば有効に使えるかということ、これを考えるべきだと思います。

鹿児島県で、ふるさと納税制度の先進地となっている市町村は、ネットを調べればいくらでも出てくる。私が、どこどこの市町村が、そうやっていますよと言わな

くても、皆さんネットでパッと打てば出てきます。そういうことを常に他に市町村がどうやっているかということを常に検討しながら、勉強しながら、入ってきた寄附金をどう生かすか、使うか、どう多くするか、それを考えなければならないと思うのですが、どうですか町長、今までばらまき的なこといいと思いますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。現在ふるさと納税の今年度分が12月の途中までで、大体800万円ぐらい集まっています。

それが去年からすると、約2倍ぐらい集まっているのですが、返礼品をする場合は、与論の各業者の方々にお願いし、希望をとって返礼品を送っているのですが、なかなかそれが高額の寄附者に対する返礼品の目玉がないというくらいがございまして、なんとか目玉をつくりたいなということで考え出したのが、この旅行のクーポン券だということです。

そうすると、そのクーポン券を使って、あるいは割引券を使って島に来た人たちが観光客として島の産業の活性化になるのではないかという考えのもとに、お願いをしたのですが、これも大手旅行会社にお願いをすると全国ネットで広がっていくので、非常に宣伝効果もあるのではないかということで取り組んでみたいと思って提案をしたのです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 町長の今の考え方は、それは間違っています。というのは、どういうことかといいますと、先ほども言いましたが、クーポン券制度にしたら偏ってくるのです。ぜんぜん宣伝効果にもならないし、広がりません。これは大きな間違いですよ。入るところには入って、同じところにしか落ちないです。これは全く違いますよ。

ふるさと納税をどうすれば増やせるかという方法は、これは北海道でもやっていまして、目玉商品を考えなければならないのです。

例えば、他の市町村では、こういうことになっています。これはすばらしい案だと思って、どこの市町村とは言いませんが、ネットで調べればすぐにわかりますが、こういうことをやっています。集めた寄附金で子供たちの保育料を無料にする。そしたら、保育料が無料だから、子供を与論に連れてきて預ける。その人は仕事がない、仕事をするために特産品開発の企業を興すような制度にふるさと納税の寄附金を使うのです。そしたら、おのずと活性化していくのです。

例えば、今漁協で特産品を開発して、3000円か4000円ぐらいでパックにして出しています。特産品を開発する起業家に、ふるさと納税の寄附金の中から金を融通して、それをさせるとか。そして、子供たちの保育料を無料にする。

そして、今言われている保育士の待遇を改善する。島おこしは循環していくのです。そういうふうなやり方をしないと、今のようなやり方をしていたらもったいないです。そういうことをしたら、ばらまきですよ。外から見たらもったいないです。寄附する人は、そう思って寄附はしていないと思います。

そこら辺をもう1回検討して、どうすればベターなのかということを考えていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　特産品、今までの返礼品に加えて、返礼品の一部であることでのクーポンであります、例えば、お金が入って残りの、これが3割ですので、その残り分は、いろいろな経費を引きますと、それは増えてきますので、ふるさと納税の一般財源として使えるお金は、今800万円しかないものを何千万円か目標をもって絶対値を大きくして、そういった子育てとか、いろいろなところに使いたいということでの提案です。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　間違い、そういうことを言っているのではない、私が言っているのは。

ふるさと納税でいただいた寄附金をいかに増やすかということです。増やすためには、いただいたお金をいかに使うかによって、またそれが膨らんでくるのです。そういうやり方をしないと、今の場合は、あなた方が考えているのはばらまきですよ。集まったお金を一方通行で1つの場所に流しているのです、今のやり方は。絶対に増えませんよ、それは。

他の市町村を見てください。そういうことはやっていません。クーポン券をばらまいているところはないですよ。もったいないと思いませんか、クーポン。それは、すそ野は絶対に広がりません。もう一回検討してみてください。絶対に広がらない。

僕は、自分が観光業をしていて、はっきりわかる。それで観光を浮揚させようとするのは大間違いです。大きな間違いです。もう一回検討してみてください。

町長、本当に皆さん単純に考えていますよ、ばらまきですよ。もったいないですよ、そのお金。そういうつもりで寄附する人は一人もいませんよ。

私のところに来られるサトウという人がこう言ったのです。「目的があるのであれば私は納税したい」と。前町長の南町長のところまで直々に行って「ふるさと納税をしたい」と、その代わり、ぜひ子供たちのために使えるようにしてもらえないだろうかという人もいるのです。

とにかく、どうすれば島おこしになるか、それを考えてやっているような感じで

すが、私が見たらばらまきのように見える。それでは絶対に増えない。

本当に、これは予算を通してもいいのですが、通してからでも、もう一回検討してみてください。何が有効か、本当は何なのかということをもう一回検討して、やってみてください。もったいないです。そう思いませんか、皆さん。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 休憩をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時25分

再開 午後3時46分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第7 所管事務調査報告

○議長（福地元一郎君） 日程第7、所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

5番。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時47分

再開 午後3時48分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務厚生文教常任委員長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について、御報告申し上げます。

本委員会は、平成29年11月8日から11月10日にかけて、町内の各小中学校、高等学校、こども園を訪問し、経営状況や施設設備の現状、要望事項等について、調査いたしました。

その後、11月29日には、保健センターを訪問し、保健医療事業や福祉業務等の現状と課題、要望事項等について調査いたしました。

はじめに、茶花小学校について申し上げます。

茶花小学校は、教師の資質向上と児童相互の意見交換の場（ムヌガッタイム）を設定し、児童のトータル的な力の向上を推進するとともに、鹿児島大学とのICT活用による遠隔研究授業を導入し、児童の学習意欲や学業意識の高揚を図るための教育環境を試行しているとのことがありました。

茶花小学校では、①使用不能となっている冷水機2台と教室内に設置してある扇風機7台の早急な改修、②通学路であるヨロンスポーツ北側三叉路交差点の路面排水対策等による交通安全対策、③校舎が古く天井剥落箇所が数カ所あることから、定期的に専門家の調査や補修すべき箇所の適切な安全対策等を求める要望がありました。

また、日本財団をはじめ各種助成制度を活用した教職員研修活動や各種学習機器類の導入による教育環境の充実推進、町教育委員会のホームページ内に各学校単位のホームページを設けてPRや活動状況等の情報を開示・配信できないだろうかとの提言がありました。

次に、那間小学校について申し上げます。那間小学校では、①校舎が古く天井剥落箇所が数カ所あることから、定期的な専門家による調査と補修すべき箇所についての早急な安全対策、②夏場における各教室での空調対策として、移動式大型扇風機の設置、③体育館入口付近に冷水機の設置を求める要望がありました。また、不登校児童の対応については、教育委員会や、その他関係専門機関との連携が必要で

はないかとの提言がありました。

次に、与論小学校について申し上げます。与論小学校では、①校庭の表面に岩石が露頭している危険箇所の早急な補修整備、②体育館北側渡り廊下や校舎南側水飲み場の雨よけ施設の整備、③プール用水循環システムの不具合箇所と機械室ドアの改修、④音楽室の室内音響対策（吸音板やカーテン等）の整備、⑤プール授業における低学年用の親水や水泳習熟のための小プールの整備等を求める要望がありました。また、教育委員会や保護者と連携して、う歯り患率の改善を推進する必要があるのでとの提言がありました。

次に、与論中学校について申し上げます。与論中学校は携帯（スマホ）やL I N E等の適正な使用指導とともに、保護者の協力をお願いしてネットによるいじめ防止対策に努めているとのことでありました。与論中学校では、①グラウンドの岩石露頭危険箇所や排水不良等の対策、②防球ネットの補修、③東側校舎の漏水箇所・衛生設備の不具合箇所・ネット環境機器の不具合箇所の改修、④体育館照明の器具変更、⑤牛乳保冷庫設備の見直し、⑥教員住宅の壁面の塗装劣化対策等を求める要望がありました。

次に、与論高等学校について申し上げます。与論高等学校では、入学後数名の生徒が中途退学しており、今後の課題となっているとのことでありました。また、卒業生が立派に島立ちできるよう質実堅固な生徒の育成に努めたいとのことでありました。

次に、ハレルヤこども園について申し上げます。ハレルヤこども園は、新園舎建築工事に伴う現在の園舎の解体工事を行う予定ですが、バリケード、ネット張工等の安全施設対策を行い、園児の保育・幼児教育環境の安全対策に万全を期し、工期は約8カ月から1年間を目指しているとのことでありました。今後の計画としては、①園児の非認知能力の向上を図ることを目指して、旧アテモヤ農園を廃止し、自然体験型ゾーンの整備を行い、その利用については、当園の園児に限らず、一般多数に開放する。②新園舎建設とあわせ平成30年度からは現受け入れ園児数115人規模から30人増の145人規模にする。③今後、看護師の増配員や臨床心理士・学校心理士を配置し、カウンセリング対象は当園児に限定せず、広く不特定の児童も対象にすることありました。

次に、那間こども園について申し上げます。那間こども園では、①正職員不足の改善と非正規職員である栄養士・管理栄養士・保育士・調理師等の有資格者の賃金改定（7,000円アップ）、②園舎北側の浸透樹周辺の陥没箇所の対策、③園舎から県道への出入口の早期の安全施設対策等を求める要望がありました。また、園舎の老朽化に伴う天井剥落等の危険性が懸念されるので、耐震診断調査が必要では

ないかとの提言がありました。

次に、与論こども園について申し上げます。与論こども園では、①職員の補充、特に保育士等の有資格者職員の増員、②学童指導員と「療育ほのぼの」の職員の増員、③非正規職員の待遇については、労働勤務内容等を十分に考察した賃金体系へ改善（有資格者は8,000円、無資格者は7,000円にアップ）、④職員の時間外勤務手当については、一般行政職現行の対給与一律2パーセント枠ではなく、3パーセント枠への見直し、⑤園舎の雨漏り箇所の早期改修等を求める要望がありました。

また、非正規職員で有資格者のベテラン保育士については、主任保育士扱いにすることはできないか。旧幼稚園舎は築40年ほどになり、老朽化による天井剥落等の危険性が懸念されることから、耐震診断調査が必要ではないかとの提言がありました。

次に、茶花こども園について申し上げます。茶花こども園では、①園舎の天井スラブからコンクリート塊の剥落事故があったことから、今後、施設の老朽化に伴う同様な事態が発生しないための早期の調査と安全対策、②園のより良い経営を行う上から副園長・主任保育士・庶務職員の配置、③職員の組織構成における年齢差が大きい現下の体制を改め、次世代への円滑な運営移行ができるよう適切な人事配置等を求める要望がありました。

次に、保健センターと地域包括支援センターにかかる保健医療事業や福祉業務等の現状と課題、要望事項等について、主に3項目にまとめて申し上げます。

まず、1点目に保健事業全般について申し上げます。常勤の産婦人科医や小児科医不在の状況下において、妊婦支援、発達障害児や多様な家庭環境の中での子育て支援、予防接種支援、学童期・思春期における多様な支援のほか、生活習慣病予防事業、介護予防事業、重症化予防、知的障害者支援、身体障害者・精神障害者等の社会復帰や生活支援等の多様な業務に加え、増加する保険制度改革や、新規制度創設に的確に対処する必要がある中で、保健師の数が不足しています。（南3島の場合、平均的保健師充当率は住民の1,121人に1人、本町は1,730人に1人の割合である。）が、業務実情が過密なこと、対人業務が多岐にわたることから、早期の看護師や保健師の採用補充（2人補充することによって他の自治体並み）を行うとともに、職員の時間外勤務手当の適切な支給措置が求められています。（平成28年度は、8人の職員の総残業時間は735時間で手当支給分は279時間、代休振替分が190時間で未払分が266時間。）また、当該業務は一般事務と異なり、保健事業の広範囲で専門的な分野が主たることと、事後責任の重大性も問われることから、管理職については、相応の技術的・専門的経験が求められている側面

からも専門的な有識者である技能職職員の配置が必要であるとのことです。

2点目に、「乳幼児医療費助成事業」「ひとり親家庭医療費助成事業」「重度心身障害者（児）医療費助成事業」に関する医療費の窓口無料化の推進について申し上げます。

現在、乳幼児医療費助成事業は、受診時に医療費を一旦支払った後に行行政から本人口座に振り込まれる自動償還方式が実施されています（国内では本県を含めて9県）が、平成30年10月から「適正受診促し啓発強化へー乳児医療費窓口無料化へー」の制度創設によって、住民税非課税世帯を対象とした乳幼児医療費の窓口無料化の実施が予定されています。今後、「ひとり親家庭医療費助成事業」・「重度心身障害者（児）医療費助成事業」等対象の世帯に関しても、現下の償還払い方式制度では窓口負担費の支払いが厳しく、対象者の受診を見送らざるを得ない状況があると思われ、このことがさらなる重症化へ進行し、医療費増嵩につながることも懸念されていることから、今後はこれらを網羅した包括的かつ一元的な窓口無料化システムの構築が求められているとのことです。

3点目に、特別支援学級保護者会研修会における本町の福祉制度に対する意見について申し上げます。①長期間や連休など、こども園が休園の時に預けられる施設、②障害者を対象としたホームヘルパー等による在宅支援制度、③成長後の障害児の入浴介助支援、④卒業後の町内での就職先の選択肢の拡充、⑤授産施設での作業メニューの増、⑥障害者勤労の場として福祉工場的な施設整備等を求めているとのことです。

また、家計負担軽減のため子育て全世帯のおむつ廃棄処分費を無料化してほしいとの要望も出ているとのことでありました。

以上が調査の概要であります。

本委員会は、今回の調査を踏まえ、次のような対策が必要であると意見集約しました。

1点目に、学校現場における安心安全な施設の維持運営は極めて重要なことであり、担当部局において学校側と連携し、早急なる調査のうえ、適宜改善対策を行う必要があると思われます。

2点目に、町営3こども園については、職員不足等厳しい勤務状況の中で、職員の労働環境に見合う賃金配分や人事配置、さらには各施設の天井スラブ剥落事故防止等の安全対策に十分配慮する必要があると思われます。

3点目に、こども園の施設の老朽化による危険性の進行や適切かつ効率的な人事配置ができるよう民営施設とのバランス等も考慮して、町営3こども園を整理統合し、より良い環境での保育・幼児教育が確保される方向へ向け、検討すべきである

と思われます。また、新園の位置や施設概要については、町内全域からの園児の通園や送迎における均衡性と非認知能力向上にも資する自然体験環境の構築、さらには職員や園児送迎及び各種こども園行事における駐車スペースの確保ができる十分な用地と、より安心安全に配慮した施設整備が必要であると思われます。

4点目に、保健センターの保健師の不足と職員の超過勤務に伴う時間外手当の対策、今後想定される職員の産休・育休等も配慮した適切なる労働環境の構築が求められています。また、これまで保健師の職員公募において応募者が得られなかつた要因として、現下の労働環境の実態にも原因があつたことも想定されることや、今後の町民への多岐にわたる保健福祉サービスの提供の面からも、今後、保健師の増員配置とともに関係者連携した対策が必要であると思われます。

5点目に、平成30年度から住民税非課税世帯を対象として、乳幼児医療費窓口無料化システムが導入される見通しでありますが、「ひとり親家庭医療費助成事業」や「重度心身障害者（児）医療費助成事業」対象世帯においても、現下の「償還払い方式」では、窓口負担費を支払う余裕がなくて子供を受診させられず、さらなる重症化へ進行することに伴う医療費増嵩も懸念されることから、今回計画されている窓口無料化事務システムを包括的、かつ一元化することが住民の福利サービスの向上、さらには、事務作業の効率化と省力化につながることが期待されますので、関係機関に働きかけるなど、今後早急なる検討が必要であると思われます。

6点目に、特別支援学級保護者会研修会における本町福祉制度に対する①から⑥の意見については、真摯に受け止め、今後の対策を講じる必要があると思われます。

7点目に、子育て支援対策として、子育て全世帯のおむつ廃棄処分費の無料化についても検討する必要があると思われます。

以上、7項目の積極的な推進を要望し、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） これで、所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

### 日程第8 所管事務調査報告

○議長（福地元一郎君） 日程第8、所管事務調査報告を行います。

新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長の報告を求めます。

9番。

○新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員長（林 隆壽君） 新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の所管事務調査について、御報告申し上げます。

本町当面の課題である役場庁舎跡地利用については、議会独自に調査研究し、提

言等を行っていく必要があるとの判断から、平成29年3月の第1回定例会において特別委員会を設置し、以来6回の委員会を開催いたしました。

本委員会において、先進地の視察調査が必要であるとの結論に達し、平成29年8月30日に沖縄県八重瀬町の「旧具志頭庁舎跡地に観光拠点施設『南の駅やえせ』を建設するまでの経緯と経過」、うるま市の「旧与那城庁舎を活用した宿泊施設を計画するまでの経緯と経過」について調査を実施いたしました。

はじめに、八重瀬町の「旧具志頭庁舎跡地に観光拠点施設『南の駅やえせ』を建設するまでの経緯と経過」について申し上げます。

八重瀬町は、平成18年に旧島尻郡東風平町と旧具志頭村が合併して誕生した町であり、面積は、約27平方キロメートル、現在人口が約3万人であります。沖縄本島南部の真ん中に位置し、商業施設も多く農業・漁業が盛んで自然も豊かな町であり、本町でも子供への人生訓として歌い継がれている「汗水節」の里宣言を行いまちおこしに努めています。八重瀬町は、合併後、分庁方式から総合庁舎方式への移行が議論され、平成24年に伊覇地区区画整理地内に新役場庁舎の建設移転が決定し、平成28年1月1日に移転したとのことであります。新庁舎を中心にして土地区画整理事業により造成された宅地には、新しい町並みが形成され大型商業店舗等が展開し、にぎわいを見せており、交通アクセスの良さと相まって、発展の一途をたどっているとのことありました。

旧具志頭庁舎の跡地利用については、平成23年3月に策定された町企業立地構想、マスタープランの中で、観光業と連携した企業の立地検討を諮ることとされていたことから、庁内の観光・農業・まちづくり等の担当職員による跡地利用計画の素案の作成、平成25年8月から観光振興計画、観光拠点整備計画の取りまとめ作業に着手し、農漁業者・農協・漁協・事業者・商工会等による作業部会及び策定委員会による意見、町民アンケート、パブリックコメントによる計画を平成26年5月に策定したとのことであります。「町における観光振興の中核を担う拠点として産業・歴史・文化・自然等の魅力ある資源を積極的に取り込むとともに、地域住民の生活環境の向上にも配慮された町の観光の中核を担う拠点施設を目指す。」との観光拠点整備計画の目的に沿って平成28年8月に工事を着手し、観光拠点施設『南の駅やえせ』として平成29年4月から施設の一部供用が始まっているところがありました。

『南の駅やえせ』の1階には、観光案内や行政窓口、特産物・農産物販売所、飲食店舗があり、2階には貸し会議室や調理実習室などが整備され、多目的用途を目的とした配慮がなされていました。延べ床面積は1,110平方メートル、総敷地面積が7,600平方メートルで60台駐車が可能な駐車場があり、総事業費が8

億5000万円で国からの一括交付金が活用されており、管理運営はプロポーザル方式による民間指定管理者2社から選定し、日本総合整備会社が指定管理を受け運営がなされているとのことありました。

次に、うるま市の「旧与那城庁舎を活用した宿泊施設を計画するまでの経緯と経過」について申し上げます。

うるま市は、沖縄本島の中央東海岸に面し、平成17年4月に旧具志川市・旧石川市・旧勝連町・旧与那城町の4市町が合併し誕生した人口12万2000人、面積は87平方キロメートルで、現在においても人口増による地域開発が顕著であるとのことありました。

うるま市では、平成17年4月の合併以来、旧市町の庁舎を活用した分庁方式で行政のサービスを行っていましたが、市民の利便性やサービスの向上を図る必要性と公共施設の老朽化対策、各庁舎の跡利用を含めた施設利用等の有効活用を検討する「うるま市公共施設等マネジメント計画」を平成26年3月に策定したとのことであります。

その中で、与那城庁舎は、平成6年の建築で老朽化があまり進んでいないことから、庁舎を生かしたコンバージョン（転換）により有効活用することとし、公募の結果、平成28年11月に与那城庁舎跡利用優先交渉事業者（大晋建設株式会社）が決定したとのことであります。事業内容は、「地域の自然資源を生かした健康・福祉・スポーツ観光の島」をコンセプトに「宿泊機能を有した施設」として、庁舎建物のコンバージョンに取り組むメイン棟、隣地に新たに増築する宿泊（アネックス棟）からなる「スポーツ・ホテル」を計画、スポーツ活性化拠点として、プロスポーツチームの誘致を図り、観光・医療（リハビリ）・ものづくり等の既存産業との連携強化を図ることによる地元及び周辺地域への経済波及効果と新たな雇用創出を狙った整備を行い、スポーツアイランド沖縄の「顔」を目指すとのことでありました。

特に、市有地や建物に賃借権を設定し、市は、地代ならびに建物賃借料を得ることで財政負担の軽減が可能となり、庁舎（メイン棟）は、優先交渉事業者の負担による建物のコンバージョンにより改修、用途を変えて再活用することから、市の修繕費用を抑制することに貢献する事業になっているとのことであります。

なお、庁舎の跡利用の検討に当たっては、平成25年に市民アンケート調査を実施し、18歳以上2,000人の市民を対象に郵送方式によるアンケート調査を行い、405人から回答があったとのことであります。

最後に、本委員会では、今回の調査を通じ、本町においても様々な角度から町の発展につながる手法を見いだすべく、広くアイデアを募りながら、地域の特性を生

かした跡地利用策を講じていく必要があると意見集約いたしました。

以上で、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで、所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第9 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 林敏治

与論町議会議員 野口靖夫